

岐 阜 県 公 報

号 外 (三) 平 成 十 九 年 四 月 一 日

目 次

規 則

○ 上席の事務吏員に関する規則の一部を改正する規則	(人 事 課)	二
○ 岐阜県職員の勤務時間に関する規則の一部を改正する規則	(同)	二
○ 特別の勤務に従事する職員の勤務時間に関する規則の一部を改正する規則	(同)	二
○ 岐阜県職員委員会規則の一部を改正する規則	(同)	二
○ 岐阜県各種委員等の報酬及び費用弁償の額に関する規則の一部を改正する規則	(同)	三
○ 岐阜県知事部局職員定数規則の一部を改正する規則	(同)	一〇
○ 岐阜県技能職員等の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する規則の一部を改正する規則	(同)	一一
○ 岐阜県行政委員会等の職員に対する事務委任及び補助執行に関する規則の一部を改正する規則	(同)	一二
○ 岐阜県事務委任規則の一部を改正する規則	(同)	一三
○ 岐阜県職員に対する児童手当及び特例給付の認定及び支給に関する事務の取扱いに関する規則の一部を改正する規則	(同)	二四
○ 岐阜県庁の勤務時間に関する規則の一部を改正する規則	(同)	二四
○ 岐阜県行政組織規則の一部を改正する規則	(同)	二四
○ 岐阜県表彰規程の一部改正	(同)	二八

訓 令 甲

○ 岐阜県事務決裁規程の一部を改正する訓令	(同)	二九
○ 岐阜県現地機関事務決裁規程の一部を改正する訓令	(同)	三四
○ 附属機関の委員等の職に充てる職員の職の指定に関する規程の一部を改正する訓令	(同)	三八
○ 岐阜県職員倫理規程の一部を改正する訓令	(同)	三九
○ 岐阜県宿日直規程の一部を改正する訓令	(同)	三九
○ 岐阜県出先機関警備員服務規程を廃止する訓令	(同)	四〇
○ 岐阜県庁舎及び総合庁舎警備員服務規程を廃止する訓令	(同)	四〇

規 則

上席の事務吏員に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十九年四月一日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県規則第三十一号

上席の事務吏員に関する規則の一部を改正する規則

上席の事務吏員に関する規則（昭和二十九年岐阜県規則第三十九号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

上席の職員に関する規則

本則中「事務吏員」を「職員」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

岐阜県職員の勤務時間に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十九年四月一日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県規則第三十二号

岐阜県職員の勤務時間に関する規則の一部を改正する規則

岐阜県職員の勤務時間に関する規則（昭和三十年岐阜県規則第二十四号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第三十五条及び第三十六条」を「及び第三十五条」に、「基き」を「基き」に、「休憩時間等」を「休憩時間」に改める。

第二条第二項中「次の表の上欄に掲げる現地機関（岐阜県行政組織規則（平成十二年

岐阜県規則第百六十五号）第四章に規定する現地機関をいう。以下同じ。）を「東京事

務所」に、「当該下欄に掲げるとおり」を「午前八時四十五分から午後五時三十分まで」に改め、同項の表を削る。

第四条を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

特別の勤務に従事する職員の勤務時間に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十九年四月一日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県規則第三十三号

特別の勤務に従事する職員の勤務時間に関する規則の一部を改正する規則

特別の勤務に従事する職員の勤務時間に関する規則（昭和三十一年岐阜県規則第四十四号）の一部を次のように改正する。

第四条の見出し及び同条第一項中「休憩時間及び休息時間」を「及び休憩時間」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

岐阜県職員委員会規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十九年四月一日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県規則第三十四号

岐阜県職員委員会規則の一部を改正する規則

岐阜県職員委員会規則（昭和三十一年岐阜県規則第八十三号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第二十五条第三項」を「第九条第三項」に、「基き」を「基づき」に改める。

第五条第一項中「事務吏員」を「知事の補助機関である職員」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

岐阜県各種委員等の報酬及び費用弁償の額に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十九年四月一日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県規則第三十五号

岐阜県各種委員等の報酬及び費用弁償の額に関する規則の一部を改正する規則

岐阜県各種委員等の報酬及び費用弁償の額に関する規則（昭和三十一年岐阜県規則第百四号）の一部を次のように改正する。

本則第一号の表中「医療審議会委員」を「医療審議会委員」に、「医療対策協議会委員」を「医療対策協議会委員」に、「感染症診査協議会委員」を「感染症診査協議会委員」に、「公害審査会専門調査員」を「公害審査会専門調査員」に、「警察署協議会委員」を「警察署協議会委員」に、「警察署協議会委員」を「警察署協議会委員」に、

認定製品認定審査委員会委員」に、「公害審査会専門調査員」を「公害審査会専門調査員」に、「警察署協議会委員」を「警察署協議会委員」に、留置施設視察委員会委員」に改め、本則第二号の表（備考以外の部分に限る。）を次のように改める。

員」に改め、本則第二号の表（備考以外の部分に限る。）を次のように改める。

区 分	報 酬	費用弁償
広報アドバイザー	月額 一五七、〇〇〇円	行政職給料表七級の職務にある者の例による。
選挙長	月額 一〇、六〇〇円	
選挙分会長	月額 一〇、六〇〇円	

審査分会長	月額 一〇、六〇〇円	
県立病院診療顧問	月額 三三、二〇〇円	
国際たくみアカデミー塾長	予算の範囲内で知事が定める額	
木工芸術スクール塾長	予算の範囲内で知事が定める額	
岐阜県競馬管理専門職	月額 四一八、九〇〇円	
美術館顧問	月額 九六七、〇〇〇円	
現代陶芸美術館顧問	月額 六〇〇、〇〇〇円	
国民保護協議会幹事	月額 一〇、〇〇〇円	
防災会議幹事	月額 一〇、〇〇〇円	
消防学校非常勤医師	月額 一三、七〇〇円	
法務・情報公開課法務顧問	予算の範囲内で知事が定める額	
業務案内専門職	月額 二二一、二〇〇円	
行政相談事務コーディネーター	月額 三三三、三〇〇円	
ライフプラン相談事務専門職	月額 一七八、六〇〇円	
非常勤健康管理医	月額 一五九、四〇〇円	
税務事務コーディネーター	月額 三三三、三〇〇円	
税務事務総括専門職	月額 二二一、二〇〇円	
徴収指導アドバイザー	月額 一九、六〇〇円	
外形標準課税調査指導アドバイザー	月額 一九、六〇〇円	
衛生環境技術指導員	月額 二二一、二〇〇円	

行政職給料表六級以下三級の職務にある者の例による。

セラミックス技術指導員	月額	二二一、二〇〇円
畜産技術指導員	月額	二二一、二〇〇円
水産技術指導員	月額	二二一、二〇〇円
選挙立会人	日額	八、八〇〇円
審査分会立会人	日額	八、八〇〇円
NPO支援コーディネーター	月額	三三三、三〇〇円
NPO施策推進総括専門職	月額	二二一、二〇〇円
県民生活総括相談員	月額	二二一、二〇〇円
浄化槽管理指導専門職	月額	二二一、二〇〇円
埋立適正化推進員	月額	二二一、二〇〇円
社会福祉法人等特別指導監査官	日額	一三、五〇〇円
健康福祉政策課非常勤医師	月額	一四九、七〇〇円
生活保護医療扶助精神科非常勤医師	月額	八二、〇〇〇円
生活保護医療扶助非常勤医師	月額	五五、〇〇〇円
保健所非常勤医師	日額	一三、七〇〇円
高齢者いきがい総括アドバイザー	月額	二二一、二〇〇円
メディカルアドバイザー	日額	一三、七〇〇円
県立看護大学非常勤医師	年額	二二八、〇〇〇円
県立看護大学非常勤講師	授業一時限(九十分)につき	一〇、八〇〇円
衛生専門学校非常勤講師	授業一時間につき	五、八五〇円
看護専門学校非常勤講師	授業一時間につき	五、八五〇円

県立病院健康診断非常勤医師	日額	一三、七〇〇円
不妊専門相談医師	日額	一三、七〇〇円
精神保健指定医	診察一件につき	一三、七〇〇円
精神保健相談非常勤医師	日額	一三、七〇〇円
心のダイヤル相談員(医師に限る。)	月額	五四、八〇〇円
介護保険会計監査官	日額	一三、五〇〇円
身体障害者医学判定非常勤医師	日額	一三、七〇〇円
特別児童扶養手当等支給事務非常勤医師	日額	一三、七〇〇円
希望が丘学園非常勤医師	日額	五〇、〇〇〇円
子ども相談センター非常勤医師	日額	一三、七〇〇円
児童扶養手当支給事務非常勤医師	日額	一三、七〇〇円
児童相談派遣専門職	月額	二二一、二〇〇円
女性相談センター非常勤医師	日額	一三、七〇〇円
わかあゆ学園非常勤医師	日額	一三、七〇〇円
国民健康保険医療指導監査医	日額	一三、七〇〇円
国民健康保険課非常勤医師	月額	一四九、七〇〇円
老人保健障害認定審査医	日額	一三、八〇〇円
企業立地コーディネーター	月額	三三三、三〇〇円
情報科学芸術大学院大学非常勤講師	授業一時限(九十分)につき	三四、〇〇〇円
国際情報科学芸術アカデミー非常勤講師	月額 又は授業一時限(九十分)につき	四四〇、〇〇〇円 三三三、〇〇〇円
貸金業監督・債権管理業務アドバイザー	月額	二〇九、五〇〇円

職業能力開発校講師	授業一時間につき	五、八五〇円
国際たくみアカデミー職業能力開発短期大学校非常勤講師	授業一時間(五十分)につき	一六、五〇〇円
農業大学校非常勤講師	月額 又は授業一時間につき	一七、八〇〇円 五、八五〇円
農業大学校非常勤医師	日額	一三、七〇〇円
国際園芸アカデミー非常勤講師	授業一時間(九十分)につき	三二、〇〇〇円
森林文化アカデミー非常勤講師	授業一時間(九十分)につき	三二、〇〇〇円
土地収用等事業紛争あつせん委員	日額	一〇、〇〇〇円
土地収用等事業紛争仲裁委員	日額	一〇、〇〇〇円
登記事務総括専門職	月額	二二、二〇〇円
土地価格審査専門職	日額	一〇、〇〇〇円
構造計算専門員	日額	三一、五〇〇円
教職員保健管理医	年額	四七、〇〇〇円
学校非常勤医師	月額	一一〇、〇〇〇円
音楽文化国際交流員	月額	三九、〇〇〇円
銃砲刀剣類登録審査委員	日額	一〇、〇〇〇円
高山陣屋総括説明専門職	月額	二二、二〇〇円
学校医	予算の範囲内で知事が定める額	
学校歯科医	予算の範囲内で知事が定める額	
学校薬剤師	年額	一五三、〇〇〇円
警察非常勤医師	日額	一三、七〇〇円
警察職員健康管理医	月額	一五九、四〇〇円

警察精神保健相談非常勤医師	日額	一三、七〇〇円
警察学校教育参与	月額	一七八、六〇〇円
職員苦情相談専門職	月額	一七八、六〇〇円
労働関係紛争あつ旋員	日額	一〇、〇〇〇円
秘書業務専門職	月額	一五三、八〇〇円
広報業務専門職	月額	一三八、四〇〇円
インターネット放送編集業務専門職	月額	一三八、四〇〇円
ボイラー等管理業務専門職	月額	一三八、四〇〇円
防災指導専門職	月額	一三八、四〇〇円
防災施設管理専門職	月額	一三八、四〇〇円
学校用務専門職	月額	一三八、四〇〇円
六本木センター観光物産アドバイザー	月額	一九七、二〇〇円
名古屋事務所情報調査事務専門職	月額	一三八、四〇〇円
表彰事務専門職	月額	一三八、四〇〇円
情報公開事務専門職	月額	一三八、四〇〇円
文書審査業務専門職	月額	一三八、四〇〇円
書庫文書管理専門職	月額	一三八、四〇〇円
行政相談事務専門職	月額	一七八、六〇〇円
税務事務専門職	月額	一三八、四〇〇円
家屋評価事務専門職	月額	一三八、四〇〇円
庁舎管理業務専門職	月額	一三八、四〇〇円

行政職給料表二級の職務にある者の例による。

警備業務専門職	月額 (深夜の割増賃金を含む)	一三八、四〇〇円
手話通訳専門職	月額	一三八、四〇〇円
衛生検査業務専門職	月額	一三八、四〇〇円
依頼試験等業務専門職	月額	一三八、四〇〇円
圃場等管理業務専門職	月額	一三八、四〇〇円
鶏舎管理業務専門職	月額	一三八、四〇〇円
畜産管理業務専門職	月額	一三八、四〇〇円
通訳専門職	月額	一九三、二〇〇円
旅券事務専門職	月額	一三八、四〇〇円
在住外国人行政相談員	勤務一時間につき 二、〇〇〇円	
統計調査員	予算の範囲内で知事が定める額	
宗教法入業務専門職	月額	一三八、四〇〇円
NPO施策推進専門職	月額	一三八、四〇〇円
消費生活相談員	月額	一七〇、二〇〇円
県民生活相談員	月額	一七八、六〇〇円
廃棄物監視指導専門職	月額	一五六、〇〇〇円
傷病野生鳥獣治療非常勤獣医師	月額	二〇〇、三〇〇円
自然保護員	月額 又は日額	一三八、四〇〇円 四、二〇〇円
乗鞍環境パトロール員	予算の範囲内で知事が定める額	
青少年育成推進指導員	予算の範囲内で知事が定める額	
立入調査員	予算の範囲内で知事が定める額	

被害青少年相談員	月額 又は日額	一五三、八〇〇円 一〇〇、〇〇〇円
家庭教育推進専門職	月額	一七〇、二〇〇円
人権啓発指導員	月額	一五九、七〇〇円
援護事務専門職	月額	一三八、四〇〇円
戦傷病者相談員	年額	二四、九〇〇円
戦没者遺族相談員	年額	二四、九〇〇円
高齢者いきがいアドバイザー	月額	一三八、四〇〇円
家庭相談員	月額	一三八、四〇〇円
母子自立支援員	月額	一三八、四〇〇円
農地・薬草園管理専門職	月額	一三八、四〇〇円
健康食品保健指導専門職	月額	一五三、八〇〇円
健康管理専門職	月額	一五九、七〇〇円
医療安全相談員	月額	一五三、八〇〇円
県立看護大学非常勤保健師	月額	一五九、七〇〇円
県立看護大学非常勤司書	月額	一三八、四〇〇円
県立看護大学教務専門職	月額	一三八、四〇〇円
県立看護大学管理用務専門職	月額 (深夜の割増賃金を含む)	一三八、四〇〇円
県立病院非常勤看護師	月額 又は勤務一時間につき (深夜の割増賃金を含む)	一八六、七〇〇円 二七〇円
県立病院非常勤助産師	月額 又は勤務一時間につき (深夜の割増賃金を含む)	一八六、七〇〇円 二七〇円
県立病院非常勤准看護師	月額 又は勤務一時間につき (深夜の割増賃金を含む)	一五六、九四〇円 九四〇円

県立病院未収金整理業務専門職	月額	一三八、四〇〇円
県立病院相談業務専門職	月額	一五三、八〇〇円
県立病院臨床心理業務専門職	月額	一七六、八〇〇円
県立病院健康診断業務専門職	月額	一三八、四〇〇円
県立病院非常勤薬剤師	月額	一七六、一〇〇円
県立病院警備業務専門職	月額 (深夜の割増賃金を含む。)	一三八、四〇〇円
県立病院非常勤看護助手	月額	一三八、四〇〇円
県立病院窓口業務専門職	月額	一三八、四〇〇円
県立病院診療情報管理業務専門職	月額	一四八、〇〇〇円
県立病院非常勤臨床検査技師	月額	一六五、〇〇〇円
県立病院非常勤診療放射線技師	月額	一六五、〇〇〇円
県立病院後期臨床研修医師	月額	四五〇、〇〇〇円
県立病院臨床研修医師	月額	三〇〇、〇〇〇円
県立病院健康診断非常勤保健師	月額	一五九、七〇〇円
県立病院非常勤歯科衛生業務専門職	月額	一五〇、八〇〇円
県立病院治療情報管理業務専門職	月額	一三八、四〇〇円
県立病院医事業務専門職	月額	一三八、四〇〇円
成人病登録業務専門職	月額	一五九、七〇〇円
心のダイヤル相談員(医師を除く。)	月額	一五三、八〇〇円
不妊専門相談員	日額	九、三〇〇円
保健衛生非常勤獣医師	月額	二二一、五〇〇円

医薬品等生産指導業務専門職	月額	一五九、七〇〇円
介護報酬専門職	月額	一七〇、二〇〇円
希望が丘学園非常勤薬剤師	月額	一七六、一〇〇円
希望が丘学園非常勤看護師	月額	一八六、七〇〇円
希望が丘学園非常勤理学療法士	月額	一六五、〇〇〇円
希望が丘学園宿日直業務非常勤医師	勤務一回につき、宿直にあつては二五、六〇〇円(深夜の割増賃金を含む。)、日直にあつては一七、七〇〇円。ただし、勤務時間が五時間未満の場合は、当該額の半額	
希望が丘学園非常勤保育士	月額	一五三、八〇〇円
発達障害者支援センター発達相談員	月額	一七六、八〇〇円
非常勤職業指導員	月額	一五三、八〇〇円
身体障害者相談員	予算の範囲内で知事が定める額	
知的障害者相談員	予算の範囲内で知事が定める額	
子ども相談センター保健指導専門職	月額	一五九、七〇〇円
児童心理相談員	月額	一六二、二〇〇円
里親対策専門職	月額	一三八、四〇〇円
家庭支援子ども電話相談員	月額	一五三、八〇〇円
子ども相談センター施設業務専門職	月額 (深夜の割増賃金を含む。)	一五三、八〇〇円
児童虐待対応専門職	月額	一五三、八〇〇円
女性相談員	月額	一三八、四〇〇円
女性心理相談員	月額	一五三、八〇〇円
女性支援電話相談員	月額	一三八、四〇〇円

障害者職業訓練コーディネーター	月額	七、八四〇円
デュアル指導専門職	月額	一七三、〇〇〇円
職業能力開発校施設管理業務専門職	月額 (深夜の割増賃金を含む。)	一三八、四〇〇円
地域雇用対策専門職	月額	一五三、八〇〇円
職業訓練指導専門職	月額	一七一、〇〇〇円
職業訓練推進専門職	月額	一三八、四〇〇円
向上訓練推進専門職	月額	一三八、四〇〇円
中小企業労働相談員	月額	一〇五、〇〇〇円
コンベンション誘致専門職	月額	二二六、一〇〇円
中小企業振興資金債権管理専門職	月額	一三八、四〇〇円
情報科学芸術大学院大学非常勤司書	月額	一三八、四〇〇円
情報科学芸術大学院大学情報支援専門職	月額	二二三、六〇〇円
情報科学芸術大学院大学非常勤看護師	月額	一五三、八〇〇円
情報科学芸術大学院大学メディア文化センター研究員	月額	二二三、六〇〇円
情報科学芸術大学院大学非常勤管理業務専門職	月額	一七六、八〇〇円
国民健康保険医療給付専門指導員	月額	一七〇、二〇〇円
わかあゆ学園非常勤栄養士	月額	六九、二〇〇円
わかあゆ学園施設業務専門職	月額 (深夜の割増賃金を含む。)	一五三、八〇〇円
わかあゆ学園調理業務専門職	月額	一四二、八〇〇円
同伴児童指導員	月額	一三八、四〇〇円
女性支援業務専門職	月額	一三八、四〇〇円
農業経営基盤強化措置特別会計所属国有財産管理員	予算の範囲内で知事が定める額	
果樹病害虫発生予察事業調査員	予算の範囲内で知事が定める額	
病害虫防除員	予算の範囲内で知事が定める額	
農業大学校施設管理業務専門職	月額 (深夜の割増賃金を含む。)	一三八、四〇〇円
国際園芸アカデミー学校施設業務専門職	月額	一三八、四〇〇円
土地改良登記事務専門職	月額	一三八、四〇〇円
森林文化アカデミー施設業務専門職	月額	一三八、四〇〇円
建設業事務専門職	月額	一三八、四〇〇円
登記事務専門職	月額	一三八、四〇〇円
道路通行規制管理員	年額 ただし、通行規制業務に従事した場合は、日出前又は日没後の業務一回につき七、八〇〇円を、日出から日没までの業務一回につき五、二〇〇円を当該年額に加算した額	三三〇、〇〇〇円
道路管理業務専門職	月額	一七〇、二〇〇円
排水機管理専門職	月額	一三八、四〇〇円
河川施設管理専門職	月額	一三八、四〇〇円
ダム施設管理専門職	月額	一三八、四〇〇円
ひ門管理員	月額 ただし、岐阜県ひ門管理員設置規則(昭和三十八年岐阜県規則第二百二十五号)第二条の水辺調査に従事した場合、日出前又は日没後の調査一回につき七、八〇〇円を、日出から日没までの調査一回につき五、二〇〇円を当該月額に加算した額	一四四、〇〇〇円
国土調査・土地取引調査事務専門職	月額	一三八、四〇〇円
建築確認事務専門職	月額	一三八、四〇〇円

議会警備業務専門職	月額 (深夜の割増賃金を含む) 一三八、四〇〇円
外国人児童生徒適応指導員	勤務一時間につき 二、〇〇〇円
県立学校非常勤講師	授業一時間につき 五、四〇〇円
市町村立定時制高等学校非常勤講師	授業一時間につき 四、一五〇円
公立幼稚園新規採用教員研修指導員	勤務一時間につき 二、八〇〇円
特別非常勤講師	勤務一時間につき 二、八〇〇円
市町村立小中学校非常勤講師	勤務一時間につき 二、八〇〇円
外国人対応日本語指導非常勤講師	勤務一時間につき 二、八〇〇円
病休代替非常勤講師	勤務一時間につき 二、八〇〇円
児童生徒支援非常勤講師	勤務一時間につき 二、八〇〇円
県立学校業務専門職	月額 一三八、四〇〇円
県立学校事務専門職	月額 一三八、四〇〇円
県立学校実習補助専門職	月額 一三八、四〇〇円
給食業務専門職	月額 一三八、四〇〇円
教育支援相談員	月額 一五三、八〇〇円
外国語指導助手	月額 ただし、これに租税が課せられる場合には、その租税の額に相当する額を当該月額に加算した額 一五三、八〇〇円
理科支援員等配置事業コーディネーター	月額 一五三、八〇〇円
理科支援員等配置事業業務専門職	月額 一三八、四〇〇円
スクールカウンセラー	勤務一時間につき 五、〇〇〇円
カウンセリング相談員	勤務一時間につき 三、五〇〇円

スクール相談員	勤務一時間につき 二、〇〇〇円
教育相談業務専門職	月額 一五三、八〇〇円
いじめ問題電話相談業務専門職	月額 一五三、八〇〇円
発達相談電話相談業務専門職	月額 一五三、八〇〇円
能力開花支援推進専門職	月額 一五三、八〇〇円
青少年教育指導専門職	月額 二〇七、〇〇〇円
図書館司書業務専門職	月額 一三八、四〇〇円
特別天然記念物カモシカ巡視員	日額 四、二〇〇円
文化財保護巡視員	日額 二、一〇〇円
高山陣屋説明専門職	月額 一四八、〇〇〇円
高山陣屋学芸業務専門職	月額 一五三、八〇〇円
高山陣屋管理業務専門職	月額 一三八、四〇〇円
高山陣屋警備業務専門職	月額 一三八、四〇〇円 (深夜の割増賃金を含む)
高山陣屋営繕業務専門職	月額 一三八、四〇〇円
博物館専門相談役	月額 二九九、二〇〇円
博物館学芸業務専門職	月額 一五三、八〇〇円
博物館管理業務専門職	月額 一三八、四〇〇円
美術館専門相談役	月額 二九九、二〇〇円
美術館普及業務専門職	月額 一五三、八〇〇円
美術館学芸業務専門職	月額 一五三、八〇〇円
美術館管理業務専門職	月額 一三八、四〇〇円

現代陶芸美術館学芸業務専門職	月額	一五三、八〇〇円
現代陶芸美術館管理業務専門職	月額	一三八、四〇〇円
ミュージアムひだ学芸業務専門職	月額	一五三、八〇〇円
ミュージアムひだ管理業務専門職	月額	一三八、四〇〇円
スポーツ国際交流員	月額 ただし、これに租税が課せられる場合には、その租税の額に相当する額を当該月額に加算した額	三〇〇、〇〇〇円
警察安全相談員	月額	一六九、九〇〇円
警察情報公開窓口専門職	月額	一六九、九〇〇円
治安情報調査役	月額	一三八、四〇〇円
警察職員相談事務専門職	月額	二八〇、七〇〇円
地域安全巡回指導教育専門職	月額	一四八、〇〇〇円
地域安全活動総括アドバイザー	月額	二八〇、七〇〇円
地域安全活動アドバイザー	月額	一六九、九〇〇円
交番相談員	月額	一六九、九〇〇円
少年相談総括アドバイザー	月額	二八〇、七〇〇円
少年相談アドバイザー	月額	一六九、九〇〇円
MSリーダーズ支援アドバイザー	月額	一六九、九〇〇円
スクールサポーター	月額	一六九、九〇〇円
環境監視活動アドバイザー	月額	三九、〇〇〇円
捜査情報分析事務専門職	月額	一六九、九〇〇円
手作業専門職	月額	一六九、九〇〇円

被害回復アドバイザー	月額	一六九、九〇〇円
社会復帰アドバイザー	月額	一六九、九〇〇円
交通安全教育専門職	月額	一三八、四〇〇円
交通聴聞専門職	月額	二八〇、七〇〇円
運転免許更新事務専門職	月額	一三八、四〇〇円
初心運転者講習専門職	月額	一五三、八〇〇円
取消処分者講習専門職	月額	一五三、八〇〇円
育児休業推進職	月額	二二四、九〇〇円
宿日直業務専門職	勤務一回につき、宿直にあつては六、九〇〇円（深夜の割増賃金を含む）、日直にあつては五、四〇〇円 ただし、勤務時間が五時間未満の場合は、三、四〇〇円	三〇〇、〇〇〇円
国際交流員	月額	二八〇、七〇〇円
調理業務専門職	月額	一四二、八〇〇円

附 則
この規則は、公布の日から施行する。

岐阜県知事部局職員定数規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十九年四月一日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県規則第三十六号

岐阜県知事部局職員定数規則の一部を改正する規則

岐阜県知事部局職員定数規則（昭和三十三年岐阜県規則第二十八号）の一部を次のよ

うに改正する。
別表を次のように改める。
別表(第一条関係)

区 分		定 数
知事直轄組織(秘書課及び広報課に限る。)		四二人
知事直轄組織(危機管理課、防災課及び消防課に限る。)		四七人
総 務 部		三八四人
総 合 企 画 部		六六二人
環 境 生 活 部		二二一人
健 康 福 祉 部		六五〇人
産 業 労 働 部		二七五人
農 政 部		六七八人
林 政 部		二四二人
県 土 整 備 部		六四四人
都市建築部(企業会計職員を除く。)		一七二人
出 納 事 務 局		三四人
計		四、〇六一人
県 立 看 護 大 学		六七人
情 報 科 学 芸 術 大 学 院 大 学		三二人
希 望 が 丘 学 園		七三人
病 院	一、七四四人	
都市建築部(企業会計職員に限る。)		六三人

合 計	計	一、九七八人
計		六、〇三九人

附 則
この規則は、公布の日から施行する。

岐阜県技能職員等の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十九年四月一日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県規則第三十七号

岐阜県技能職員等の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する規則の一部を改正する規則

岐阜県技能職員等の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する規則(昭和三十六年岐阜県規則第十四号)の一部を次のように改正する。

第六条第一項の表高山市丹生川町久手鼠尾五〇八の項を削る。

第七条を削り、第六条の二を第七条とする。

別表第六中「第六条の二」を「第七条」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

岐阜県行政委員会等の職員に対する事務委任及び補助執行に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十九年四月一日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県規則第三十八号

岐阜県行政委員会等の職員に対する事務委任及び補助執行に関する規則の一部を改正する規則

岐阜県行政委員会等の職員に対する事務委任及び補助執行に関する規則（昭和三十一年岐阜県規則第六十五号）の一部を次のように改正する。

第二条の表地方教育機関（岐阜県会計職員に関する規則（昭和三十一年岐阜県規則第三十一号）第二条第二号に規定する地方機関である教育機関等をいう。以下この項において同じ。）の長の項第一号中「飛騨養護学校」を「飛騨特別支援学校」に、「飛騨養護学校高山日赤分校」を「飛騨特別支援学校高山日赤分校」に改め、同項第四号（五）中「以上」の下に「又は取得価格百万円以上」を加え、同表警察本部長の項第二号中「五百万円」を「一千万円」に改め、同項第三号（一）を次のように改める。

（一）補償、補填及び賠償金（賠償金に限る。）の支出負担行為並びに投資及び出資金、積立金並びに寄附金で一件一億円以上のものの支出負担行為

第二条の表警察本部長の項第三号（二）中「委託料（工事に係るものに限る。）並びに負担金、補助及び交付金（工事に係る負担金に限る。）を「工事委託料及び工事負担金」に改め、同号（三）中「委託料（工事に係るものを除く）、負担金、補助及び交付金（負担金を除く）」を「業務委託料、補助金、交付金」に改め、同項第四号中「不用決定」を「評価額が一千万円以上又は取得価格が五千万円以上のものの不用決定」に改め、同項に次の一号を加える。

七 岐阜県手数料徴収条例（平成十二年岐阜県条例第三号）別表第一五十九の項に規定する道路使用許可申請手数料及び道路使用許可証再交付手数料の減免に関すること。

第二条の表警察署長の項第四号（五）中「以上」の下に「又は取得価格百万円以上」を加え、同項第六号中「（平成十二年岐阜県条例第三号）」を削り、「並びに」を、「同表五十五の項に規定する手数料（古式銃砲等登録申請手数料、古式銃砲等登録証再交付手数料及び刀剣類製作承認申請手数料を除く。）並びに」に改める。

第三条の表教育長の項第八十二号、同表警察本部長の項第七号、同表人事委員会事務局長の項第二号及び同表監査委員事務局長の項第二号中「事務吏員」を「一般職の職員」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

岐阜県事務委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十九年四月一日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県規則第三十九号

岐阜県事務委任規則の一部を改正する規則

岐阜県事務委任規則（昭和四十三年岐阜県規則第二百二十五号）の一部を次のように改正する。

第五条中「吏員」を「職員」に改める。

別表第一一の項第四号（五）中「以上」の下に「又は取得価格百万円以上」を加え、同表三の項第一号中「第二百三十八条の四第四項」を「第二百三十八条の四第七項」に改め、同表五の項第十号中「（規則第七十五条第一項第二十八号に掲げる不妊治療を受ける場合における休暇を除く。）」を削る。

別表第二中濃振興局長の部一の項第一号中「病害虫防除所中濃支所」を削り、同表飛騨振興局長の部一の項第一号中「飛騨県税事務所下呂出張所」を削り、同表東濃振興局恵那事務所長の部一の項第一号中「東濃県税事務所恵那出張所、恵那保健所」を「恵那保健所」に改め、「病害虫防除所東濃支所」を削り、同表可茂農林事務所長の部一の項第二号及び同表恵那農林事務所長の部一の項第二号を削り、同表郡上土木事務所長の部一の項第一号中「及び長良川上流河川開発工事事務所」を削る。

別表第三振興局長及び振興局に置かれる事務所の長の部一の三の項第一号中「第十四条第三項及び第四項」を「第十四条第三項から第五項まで」に、「設置の届出又は届出事項の変更の届出を受理する」を「設置、届出事項の変更又は使用の廃止の届出を受ける」に改め、同部八の項第十六号を第二十二号とし、同項第十五号中「組合」を「組合等」に、「又は」を「並びに」に、「若しくは会計」を「及び会計等」に改め、同号を同項第二十一号とし、同項第十四号中「組合」を「組合等」に、「受理する」を「受け」に、「業務又は会計の状況」を「業務等」に改め、同号を同項第十九号とし、同項第十二号中「受理し」を「受け」に改め、同号を同項第十八号とし、同項第十一号中「第九十七条第二項」を「第九十六条第五項」に、「嘱託登記をする」を「登記を嘱託する」に改め、

同号を同項第十七号とし、同項第十号を削り、同項第九号中「第六十三条第三項」を「第六十六条第一項」に改め、同号を同項第十六号とし、同項第八号中「受理する」を「受ける」に改め、同号を同項第十五号とし、同項第七号中「第五十五条第六項」の下に「において準用する法第四十八条」を加え、同号を同項第十一号とし、同号の次に次の三号を加える。

12 法第五十七条の五ただし書の規定により余裕金の運用を認可すること。

13 法第五十八条の七第三項の規定により共済計理人に対し、説明及び意見を求めること。

14 法第五十八条の八の規定により共済計理人の解任を命ずること。

別表第三振興局長及び振興局に置かれる事務所の長の部八の項第六号を同項第十号とし、同項第五号中「第四十一条第五項」を「第四十二条第八項」に改め、同号を同項第九号とし、同項第四号中「受理する」を「受ける」に改め、同号を同項第八号とし、同項第三号を第七号とし、第二号を第三号とし、同号の次に次の三号を加える。

4 法第九条の六の二第一項及び第四項の規定により、共済規程及びその変更又は廃止を認可すること。

5 法第九条の七の五第二項において準用する保険業法（平成七年法律第百五号）第三百五条、第三百六条及び第三百七条第一項の規定により、火災共済契約の募集を行う組合員について、立入検査等を行い、業務改善に必要な措置を命じ、及び共済契約の募集停止を命ずること。

6 法第九条の九第四項ただし書の規定により特定共済組合連合会の兼業を承認すること。

別表第三振興局長及び振興局に置かれる事務所の長の部八の項第一号中「こと（組合の地区が二以上の振興局の所管区域にわたるものを除く。以下この項において同じ。）」を「こと。」に改め、同号を同項第二号とし、同項に第一号として次の一号を加える。

1 法第九条の二第七項ただし書の規定により特定共済組合の兼業を承認すること（組合の地区が二以上の振興局の所管区域にわたるものを除く。以下この項において同じ。）。

別表第三振興局長及び振興局に置かれる事務所の長の部八の項に次の二号を加える。

23 法第六六条の二の規定により共済事業を行う組合に対し監督上必要な処分等をする。

24 法第六六条の三の規定により共済事業に係る届出を受けること。

別表第三振興局長及び振興局に置かれる事務所の長の部九の項第三号中「組合法」を「中小企業等協同組合法（以下この項中「組合法」という。）」に、「受理する」を「受ける」に改め、同項第六号中「受理する」を「受ける」に改め、同項第七号中「第六十三条第三項」を「第六十六条第一項」に改め、同項第八号中「第九十七条第二項」を「第九十六条第五項」に、「嘱託登記をする」を「登記を嘱託する」に改め、同項第九号中「受理し」を「受け」に改め、同項第十号中「受理し、又は協業組合の業務若しくは」を「受け、協業組合の業務及び」に改め、同項第十一号中「受理する」を「受ける」に改め、同項第十二号中「第百五条の四」を「第百五条の四第一項」に、「又は」を「並びに」に、「若しくは」を「及び」に改め、同項第十五号中「第百条の十四」を「第百条の十一」に改め、「株式会社又は有限会社への」を削り、「受理する」を「受ける」に改め、同部二十五の三の項の次に次のように加える。

二十五の四 岐

阜県埋立て等の

1 条例第十條の規定により特定事業の許可をすること。

2 条例第十三條第一項の規定により特定事業の変更の許可をすること。

3 条例第十三條第四項の規定により特定事業の軽微な変更の届出を受けること。

4 条例第十四條の規定により特定事業の許可に条件を付すること。

5 条例第十五條の規定により特定事業に着手した旨の届出を受けること。

6 条例第十六條第一項の規定により特定事業に係る土砂等の搬入の届出を受けること。

7 条例第十七條の規定により特定事業区域に環境基準に適合しない土砂等があることを確認した旨の報告を受けること。

8 条例第二十三條第一項の規定により特定事業の完了等の届出を受けること。

9 条例第二十三條第二項の規定により土壤検査の結果の届出を受けること。

10 条例第二十三條第三項の規定により環境基準及び構造基準に適合していることを確認し、その結果を前二号の届出をした者に対して通知すること。

11 条例第二十四條第二項の規定により特定事業の許可を受けた者の地位の承継の届出を受けること。

12 条例第二十五條第一項の規定により特定事業の許可を取り消し、又は特定事業の停止を命ずること。

事務

13 条例第二十八條の規定により埋立て等を行う者に対して報告を求めること。
14 条例第二十九條第一項の規定により立入検査等を行うこと。
15 規則第四條第一項第八号の規定により公共的団体の認定をすること。

別表第三振興局長及び振興局に置かれる事務所の長の部中三十四の項を削り、三十三の項を三十四の項とし、二十七の項から三十二の項までを一項ずつ繰り下げ、二十六の項を二十七の項とし、同項の前に次のように加える。

- | | |
|--|---|
| 二十六 岐阜県
リサイクル認定製品の認定及び利用の推進に関する条例（平成十九年岐阜県条例第十四号。以下この項中「条例」という。）の施行に関する事務 | 1 条例第五条第二項の規定により認定の申請を受けること。
2 条例第五条第三項の規定により製造等の工程の検査をすること。
3 条例第十七条第一項の規定により立入検査等を行うこと。 |
|--|---|

別表第三振興局長及び振興局に置かれる事務所の長の部三十五の項第二号中「第十条第二項」を「第十条第二項及び第三項」に、「の延長をする」を「を延長し、その旨を通知する」に改め、同項第四号中「第四十六條第二項」の下に「及び同条第四項において準用する法第二十八條」を加え、「認可する」を「認可し、その旨を通知する」に改め、同項に次の三号を加える。

- 7 法第五十九条第一項の規定により警告を発し、及び業務の一部の停止の処分をすること。
8 法第五十九条第四項の規定により日本商工会議所の意見を聴くこと。
9 商工会議所法施行令（昭和二十八年政令第三百十五号）第七條第二項の規定により経済産業大臣に報告をすること。
別表第三振興局長及び振興局に置かれる事務所の長の部三十八の項第四号中「採取計画」を「採石業者の氏名等」に改め、同表振興局長及び西濃振興局掛斐事務所長の部三

の項第六号中「（振興局長に限る。次号及び第十号において同じ。）」を削り、同部九の項第一号を削り、同項第二号中「軽費老人ホーム、老人福祉センター、身体障害者更生援護施設又は知的障害者援護施設（県立施設であるものを除く。）」を「老人福祉法に規定する軽費老人ホーム若しくは老人福祉センター、障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）に規定する障害者支援施設、同法附則第四十一条第一項の規定によりなお従前の例により運営をすることができるとされた同項に規定する身体障害者更生援護施設若しくは同法附則第五十八條第一項の規定によりなお従前の例により運営をすることができるとされた同項に規定する知的障害者援護施設（県立施設であるものを除く。）を経営する者又は児童福祉法に規定する放課後児童健全育成事業若しくは子育て短期支援事業若しくは生活困難者に対して無料若しくは低額な費用で介護保険法に規定する介護老人保健施設を利用させる事業（県立施設において行うものを除く。）」に改め、同号を同項第一号とし、同部十六の項中「平成十七年法律第二百二十三号」を削り、同項中第六号を第七号とし、第五号の次に次の一号を加える。
6 法第七十八條第一項の規定により所管区域内における相談支援の体制に関する協議を行うための会議を設置すること。

別表第三保健所長の部一の項中第二十九号を第三十号とし、第二十六号から第二十八号までを一号ずつ繰り下げ、同項第二十五号中「民法」の下に「（明治二十九年法律第八十九号）」を加え、同号を同項第二十六号とし、同項中第二十四号を第二十五号とし、第二十三号を第二十四号とし、同項第二十二号中「第五十一条第一項」を「第五十二条第一項」に、「医療法人の決算の届出書」を「同項各号に掲げる書類」に改め、同号を同項第二十三号とし、同項中第二十一号を第二十二号とし、第二号から第二十号までを一号ずつ繰り下げ、第一号の次に次の一号を加える。
2 法第六條の八第一項の規定により必要な報告を命じ、又は職員に当該広告を行つた者の事務所に立ち入り、検査をさせること。

別表第三保健所長の部三の項第一号中「開設者から開設の場所、管理者の氏名その他歯科技工士法施行規則（昭和三十年厚生省令第二十三号）第十三条で定める届出事項の」を削り、「受理する」を「受ける」に改め、同項第二号中「吏員」を「職員」に改め、同部四の項中「及びあん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律施行規則（平成二年厚生省令第十九号。以下この項中「施行規則」という。）」を削り、同項第一号中「第八条第一項」の下に「（法第十二條の二第二項において準用する場合を含む。第五号において同じ。）」を加え、「施術者」を「施術者等」に改め、同項第二号中「受

理する」を「受ける」に改め、同項第三号及び第四号を削り、同項第五号中「施行規則第二十三号」を「法第九号の三」に、「受理する」を「受ける」に改め、同号を同項第三号とし、同項第六号中「施行規則第二十四号」を「法第九号の四」に、「受理する」を「受ける」に改め、同号を同項第四号とし、同項に次の一号を加える。

5 法第十号第一項の規定により必要な報告をさせ、又は職員に施術所を臨検させ、その構造設備等の検査をさせること。

別表第三保健所長の部七の項中「法」という。の下に「及び感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則（平成十年厚生省令第九十九号。以下この項中「施行規則」という。）を加え、同項第八号中「なくなったこと」を「なくなったこと等」に改め、同項第四十九号を第六十二号とし、第四十四号から第四十八号までを十三号ずつ繰り下げ、第四十三号を第五十四号とし、同号の次に次の二号を加える。

55 法第四十六条第五項の規定により職員を指定して意見を述べる機会を与えること。

56 法第四十六条第七項の規定により聴取書を受けること。

別表第三保健所長の部七の項中第四十二号を第五十三号とし、第三十八号から第四十一号までを十一号ずつ繰り下げ、同項第三十七号中「受理する」を「受ける」に改め、同号を同項第四十五号とし、同号の次に次の三号を加える。

46 法第三十七条の二第二項の規定により結核患者等からの費用の負担の申請を受けること。

47 法第三十七条の二第三項の規定により協議会の意見を聴くこと。

48 法第三十八条第七項の規定により結核指定医療機関に指導すること。

別表第三保健所長の部七の項中第三十六号を第四十四号とし、第二十号から第三十五号までを八号ずつ繰り下げ、第十九号を第二十四号とし、同号の次に次の三号を加える。

25 法第二十四条の二第二項の規定により苦情の申出を受けること（法第四十九条の二において準用する場合を含む。次号及び第二十七号において同じ。）。

26 法第二十四条の二第二項の規定により職員に苦情の申出の内容を聴取させること。

27 法第二十四条の二第三項の規定により、苦情の申出を処理し、処理の結果を通知すること。

別表第三保健所長の部七の項中第十八号を第二十三号とし、第十五号から第十七号までを五号ずつ繰り下げ、同項第十四号中「感染症の診査に関する」を削り、同号を同項第十七号とし、同号の次に次の二号を加える。

18 法第二十条第六項の規定により職員を指定して意見を述べる機会を与えること。

19 法第二十条第八項の規定により聴取書を受けること。

別表第三保健所長の部七の項中第十三号を第十六号とし、第十二号を第十五号とし、第十一号を第十四号とし、同項第十号中「第十九条第二項及び第四項」を「第十九条第三項及び第五項」に改め、同号を同項第十二号とし、同号の次に次の一号を加える。

13 法第十九条第七項の規定により協議会に報告すること。

別表第三保健所長の部七の項第九号中「第十九号」を「第二十七号」に改め、同号を同項第十一号とし、同項第八号の次に次の二号を加える。

9 法第十八条第五項の規定により協議会の意見を聴くこと。

10 法第十八条第六項の規定により協議会に通知内容を報告すること。

別表第三保健所長の部七の項に次の四号を加える。

63 法第五十三条の七の規定により健康診断実施者からの通報及び報告を受けること。

64 施行規則第二十条の三第三項の規定により費用負担の適否の決定を行い、及び患者票を交付すること。

65 施行規則第二十条の三第五項の規定により患者等の医療を受ける病院又は診療所の変更の届出を受けること。

66 施行規則第二十条の三第六項の規定により患者票の返納を受けること。

別表第三保健所長の部十二の項第二号中「位置、構造設備等の届出又はこれらの変更若しくは廃止の届出を受理する」を「開設届、変更届又は廃止届を受ける」に改め、同項第四号中「受理する」を「受ける」に改め、同項第五号中「吏員」を「職員」に改め、同部十三の項第二号中「位置、構造設備等の届出又はこれらの変更若しくは廃止の届出を受理する」を「開設届、変更届又は廃止届を受ける」に改め、同項第四号中「受理する」を「受ける」に改め、同項第五号中「吏員」を「職員」に改め、同部十四の項第三号中「受理する」を「受ける」に改め、同項第四号中「吏員」を「職員」に改め、同項第七号中「受理する」を「受ける」に改め、同部十五の項第三号中「受理する」を「受ける」に改め、同項第五号中「吏員」を「職員」に改め、同項第八号中「受理する」を「受ける」に改め、同項第十六の項第一号中「クリーニング所若しくは」を「クリーニング所の開設届若しくは」に、「受理する」を「受ける」に改め、同項第三号中「受理する」を「受ける」に改め、同項第五号中「吏員」を「職員」に改め、同部十七の項第三号中「聞く」を「求める」に改め、同項第六号中「吏員」を「職員」に改め、同項第十号中「受理する」を「受ける」に改め、同部二十の項第二号中「受理する」を「受ける」に改め、同項第四号中「吏員」を「職員」に改め、同項第七号から第九号までの規定中

「受理する」を「受ける」に改め、同部二十三の項第二号中「吏員」を「職員」に改め、同項第四号中「受理する」を「受ける」に改め、同項第五号中「第十五号」を「第十四号」に改め、同項第六号中「受理する」を「受ける」に改め、同項第七号中「吏員」を「職員」に改め、同項第十三号を削り、同項第十四号中「受理する」を「受ける」に改め、同号を同項第十三号とし、同項第十五号中「受理する」を「受ける」に改め、同号を同項第十四号とし、同部二十八の項を削り、同部二十九の項第一号中「第六十九条第一項」を「第六十九条第二項及び第三項」に改め、「薬局開設者等」の下に「医薬品等の製造販売業者等を除く。」を加え、「報告を命じ」を「報告をさせ」に、「当該職員」を「職員」に、「立ち入らせ」を「立ち入り」に、「医薬品等」を「法第七十条第一項に規定する物に該当する疑いのある物」に改め、「含む」の下に「次号において同じ」を加え、同項に次の一号を加える。

2 法第七十六条の八第一項の規定により指定薬物等を貯蔵若しくは陳列している者等に対して必要な報告をさせ、又は職員に店舗等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させること。

別表第三保健所長の部中二十九の項を二十八の項とし、三十の項を二十九の項とし、同部三十一の項第一号中「第十七条第二項」を「第十七条第二項」に、「毒物劇物営業者」を「毒物劇物販売業者」に、「製造所、営業所、店舗」を「店舗」に、「立ち入らせ」を「立ち入り」に、「同じ」を「同じ」に改め、同項第二号中「第二十二條第一項、第二項又は第三項」を「第二十二條第一項から第三項まで」に、「受理する」を「受ける」に改め、同項第三号中「受理する」を「受ける」に改め、同項を同部三十の項とし、同部三十二の項を三十一の項とし、三十三の項を三十二の項とし、同部三十四の項中第十六号を第二十二号とし、同項第十五号中「組合」を「組合等」に、「又は」を「並びに」に、「若しくは会計」を「及び会計等」に改め、同号を同項第二十一号とし、同項第十四号中「組合」を「組合等」に、「受理する」を「受ける」に改め、同号を同項第二十号とし、同項第十三号中「受理し」を「受け」に改め、同号を同項第十七号とし、同項第十一号中「第九十七條第二項」を「九十六條第五項」に改め、同号を同項第十八号とし、同項第十号中「第六十三條第三項」を「第六十六條第一項」に改め、同項第九号中「第六十三條第三項」を「第六十六條第一項」に改め、同項第八号中「受理する」を「受ける」に改め、同項第七号中「第十五号」とし、同項第七号中「第五十五條第六項」の下に「において準用する法第四十

八条」を加え、同号を同項第十一号とし、同号の次に次の三号を加える。

12 法第五十七條の五ただし書の規定により余裕金の運用を認可すること。

13 法第五十八條の七第三項の規定により共済計理人に対し、説明及び意見を求めること。

14 法第五十八條の八の規定により共済計理人の解任を命ずること。

別表第三保健所長の部三十四の項中第六号を第十号とし、同項第五号中「第四十一條第五項」を「第四十二條第八項」に改め、同号を同項第九号とし、同項第四号中「受理する」を「受ける」に改め、同号を同項第八号とし、同項第三号を第七号とし、第二号を第三号とし、同号の次に次の三号を加える。

4 法第九條の六の二第一項及び第四項の規定により、共済規程及びその変更又は廃止を認可すること。

5 法第九條の七の五第二項において準用する保険業法第三百五條、第三百六條及び第三百七條第一項の規定により、火災共済契約の募集を行う組合員について、立入検査等を行い、業務改善に必要な措置を命じ、及び共済契約の募集停止を命ずること。

6 法第九條の九第四項ただし書の規定により特定共済組合連合会の兼業を承認すること。

別表第三保健所長の部三十四の項第一号中「（組合の地区が二以上の保健所の所管区域にわたるものを除き、岐阜保健所長にあつては、岐阜市の区域を含む。以下この項において同じ。）」を削り、同号を同項第二号とし、同号の前に次の一号を加える。

1 法第九條の二第七項ただし書の規定により特定共済組合の兼業を承認すること（組合の地区が二以上の保健所の所管区域にわたるものを除き、岐阜保健所長にあつては、岐阜市の区域を含む。以下この項において同じ。）。

別表第三保健所長の部三十四の項に次の二号を加える。

23 法第六六條の二の規定により共済事業を行う組合に対し監督上必要な処分等をする。

24 法第六六條の三の規定により共済事業に係る届出を受けること。

別表第三保健所長の部三十四の項を三十三の項とし、同部三十五の項第三号中「組合法」を「中小企業等協同組合法（以下この項中「組合法」という。）」に、「受理する」を「受ける」に改め、同項第六号中「受理する」を「受ける」に改め、同項第七号中「第六十三條第三項」を「第六十六條第一項」に改め、同項第八号中「第九十七條第二

項」を「第九十六条第五項」に、「嘱託登記をする」を「登記を嘱託する」に改め、同項第九号中「受理し」を「受け」に改め、同項第十号中「受理し」を「受け」に、「又は」を「及び」に改め、同項第十一号中「受理する」を「受ける」に改め、同項第十二号中「第百五条の四」を「第百五条の四第一項」に、「又は」を「並びに」に、「若しくは」を「及び」に改め、同項第十五号中「第百条の十四」を「第百条の十一」に改め、「株式会社又は有限会社への」を削り、「受理する」を「受ける」に改め、同項を同部三十四の項とし、同部三十六の項第二号中「又は第二項」を削り、同項第三号、第四号及び第八号から第十一号までの規定中「精神病院」を「精神科病院」に改め、同項第十四号及び第十五号を削り、同項を同部三十五の項とし、同部中三十七の項を三十六の項とし、三十八の項を三十七の項とし、三十九の項を三十八の項とし、同部四十の項中第五号を第七号とし、第四号を第六号とし、第三号の次に次の二号を加える。

4 法附則第四十八条の規定によりなお従前の例により運営をすることができる精神障害者社会復帰施設の長に対して、必要と認める事項の報告を求め、及び所属職員に関係者に対して質問させ、又はその事務所若しくは施設に立ち入らせ、設備、帳簿書類その他の物件を検査させること。

5 法附則第四十八条の規定によりなお従前の例により運営をすることができる精神障害者社会復帰施設の設置者に対して、その施設の設備又は運営の改善を命ずること。

別表第三保健所長の部中四十の項を三十九の項とする。

別表第三看護大学学長の部一の項第一号中「第二十一条」を「第十七条第一項」に改め、同部二の項第一号中「第三十八条」を「第三十八条第一項」に改め、同表精神保健福祉センター所長の部一の項第一号中「第三十三条第四項」を「第三十三条第七項」に改め、同項第三号中「報告」を「報告等」に改め、同項第四号中「第三十八条の三第一項」を「第三十八条の三第一項及び第五項」に改め、同表子ども相談センター所長の部一の項第十号中「吏員」を「職員」に改め、同項第十一号中「受理する」を「受ける」に改め、同表農林事務所長の部四の項第一号中「受理する」を「受ける」に改め、同項第二号中「第八十六条第二項」を「第八十九条第二項」に改め、同部九の項中「岐阜県みつばち転飼条例（昭和三十一年岐阜県条例第十四号。以下この項中「条例」という。）」「岐阜県養ほう振興法施行規則（昭和三十一年岐阜県規則第三十一号。以下この項中「施行規則」という。）」及び岐阜県みつばち転飼条例施行規則（昭和三十一年岐阜県規則第二十二号。以下この項中「転飼規則」を「及び岐阜県みつばち転飼条例（昭和三十一年

年岐阜県条例第十四号。以下この項中「条例」に改め、同項中第五号及び第六号を削り、第四号を第五号とし、第一号から第三号までを一号ずつ繰り下げ、同項に第一号として次の一号を加える。

1 法第三条第一項及び第二項の規定により養ほう業者の届出を受けること。

別表第三農林事務所長の部十二の項第一号から第三号までの規定中「する」を「させる」に改め、同部十六の項中第十六号を第二十二号とし、同項第十五号中「組合」を「組合等」に、「又は」を「並びに」に、「若しくは会計」を「及び会計等」に改め、同項を同項第二十一号とし、同項第十四号中「組合」を「組合等」に、「受理する」を「受ける」に改め、同項を同項第二十号とし、同項第十三号中「受理し」を「受け」に、「業務又は会計の状況」を「業務等」に改め、同項を同項第十九号とし、同項第十二号中「受理し」を「受け」に改め、同項を同項第十八号とし、同項第十一号中「第九十七条第二項」を「九十六条第五項」に、「嘱託登記をする」を「登記を嘱託する」に改め、同項を同項第十七号とし、同項第十号を削り、同項第九号中「第六十三条第三項」を「第六十六条第一項」に改め、同項を同項第十六号とし、同項第八号中「受理する」を「受ける」に改め、同項を同項第十五号とし、同項第七号中「第五十五条第六項」の下に「において準用する法第四十八条」を加え、「召集」を「招集」に改め、同項を同項第十一号とし、同項の次に次の三号を加える。

12 法第五十七条の五ただし書の規定により余裕金の運用を認可すること。

13 法第五十八条の七第三項の規定により共済計理人に対し、説明及び意見を求めること。

14 法第五十八条の八の規定により共済計理人の解任を命ずること。

別表第三農林事務所長の部十六の項中第六号を第十号とし、同項第五号中「第四十一条第五項」を「第四十二条第八項」に、「召集」を「招集」に改め、同項を同項第九号とし、同項第四号中「受理する」を「受ける」に改め、同項を同項第八号とし、同項中第三号を第七号とし、第二号を第三号とし、同項の次に次の三号を加える。

4 法第九条の六の二第二項及び第四項の規定により、共済規程及びその変更又は廃止を認可すること。

5 法第九条の七の五第二項において準用する保険業法第三百五条、第三百六条及び第三百七条第一項の規定により、火災共済契約の募集を行う組合員について、立入検査等を行い、業務改善に必要な措置を命じ、及び共済契約の募集停止を命ずること。

6 法第九条の九第四項ただし書の規定により特定共済組合連合会の兼業を承認すること。

別表第三農林事務所長の部十六の項第一号中「(組合の地区が二以上の農林事務所の所管区域にわたるものを除く。以下この項において同じ。)」を削り、同号を同項第二号とし、同号の前に次の一号を加える。

1 法第九条の二第七項ただし書の規定により特定共済組合の兼業を承認すること(組合の地区が二以上の農林事務所の所管区域にわたるものを除く。以下この項において同じ。)

別表第三農林事務所長の部十六の項に次の二号を加える。

23 法第六百六条の二の規定により共済事業を行う組合に対し監督上必要な処分等をする。

24 法第六百六条の三の規定により共済事業に係る届出を受けること。

別表第三農林事務所長の部十七の項第三号中「この項において「協同組合法」を「この項中「組合法」に、「受理する」を「受ける」に改め、同項第四号中「協同組合法」を「組合法」に、「召集」を「招集」に改め、同項第五号中「協同組合法」を「組合法」に改め、同項第六号中「協同組合法」を「組合法」に、「受理する」を「受ける」に改め、同項第七号中「協同組合法第六十三条第三項」を「組合法第六十六条第一項」に改め、同項第八号中「協同組合法第九十七条第二項」を「組合法第九十六条第五項」に、「嘱託登記をする」を「登記を嘱託する」に改め、同項第九号中「協同組合法」を「組合法」に、「受理し」を「受け」に改め、同項第十号中「協同組合法」を「組合法」に、「受理し、又は協業組合の業務若しくは」を「受け、協業組合の業務及び」に改め、同項第十一号中「協同組合法」を「組合法」に、「受理する」を「受ける」に改め、同項第十二号中「協同組合法」を「組合法」に、「第百五条の四」を「第百五条の四第一項」に、「又は」を「並びに」に、「若しくは」を「及び」に、「検査をする」を「状況を検査する」に改め、同項第十三号中「協同組合法」を「組合法」に改め、同項第十五号中「第百条の十四」を「第百条の十一」に改め、「株式会社又は有限会社への」を削り、「受理する」を「受ける」に改め、同部中二十の項を削り、二十一の項を二十の項とし、二十二の項から二十七の項までを一項ずつ繰り上げ、同表病害虫防除所長の部一の項第二号中「販売業者」を「販売者」に改め、同号を同項第三号とし、同項中第一号を第二号とし、同号の前に次の一号を加える。

1 法第八条第一項及び第二項の規定により販売者の届出を受けること。

別表第三畜保健衛生所長の部四の項第一号から第三号までの規定中「する」を「させる」に改め、同表土木事務所長の部四の項第五号中「調整し、及び保管する」を「調整し、保管し、及び閲覧に供する」に改め、同項第六号中「第三十三号」を「第三十四号」に改め、同項第二十三号中「第四十八条の五第二項」を「第四十八条の十一第二項」に改め、同項第二十四号中「第四十八条の六」を「第四十八条の十二」に、「第四十八条の五第一項」を「第四十八条の十一第一項」に改め、同項第二十五号中「第四十八条の九第四項」を「第四十八条の十五第四項」に改め、同項第二十六号中「第四十八条の十」を「第四十八条の十六」に、「第四十九条の九第一項から第三項まで」を「第四十九条の十五第一項から第三項まで」に改め、同項第四十号中「第九十一条第三項」の下に「並びに同条第四項の規定により準用する法第六十九条第二項及び第三項」を加え、「見積つた」を「見積もつた」に改め、同項第四十八号中「第二条第二項」を「第二条第三項」に改め、同項第五十一号中「受理する」を「受ける」に改め、同項第五十二号中「受理し」を「受け」に改め、同項第五十三号を削り、同項第五十四号中「第七条第二項」を「第七条第一項」に、「受理する」を「受ける」に改め、同号を同項第五十三号とし、同項第五十五号中「受理する」を「受ける」に改め、同号を同項第五十四号とし、同部六の項第八号中「及び河川管理事務処理規程(昭和四十年建設省訓令第一号)第一条の規定により国土交通大臣の承認を要するもの」を削り、同項第十五号、第十七号及び第十八号中「受理する」を「受ける」に改め、同項第二十号中「通知を受理する」を「通報を受ける」に改め、同項第二十三号中「受理する」を「受ける」に改め、同項第二十五号中「及び第三項」を「並びに同条第三項の規定において準用する法第二十二條第四項及び第五項」に、「見積つた」を「見積もつた」に改め、同項第二十六号中「受理する」を「受ける」に改め、同項第二十九号中「及び第二項」を「並びに同条第二項の規定において準用する法第二十二條第四項及び第五項」に、「見積つた」を「見積もつた」に改め、同項第三十五号中「受理する」を「受ける」に改め、同項第四十九号を第五十号とし、同項第四十八号を第四十七号を第四十八号とし、第四十四号から第四十六号までを一号ずつ繰り下げ、同項第四十三号中「第十六条の十一」を「第十六条の十一第一項」に改め、同号を同項第四十四号とし、同項第四十二号中「受理する」を「受ける」に改め、同号を同項第四十三号とし、同項第四十一号中「第三十五号」を「第三十七号」に、「受理する」を「受ける」に改め、同号を同項第四十二号とし、同項中第四十号を第四十一号とし、第三十九号を

第四十号とし、第三十八号を第三十九号とし、同項第三十七号中「受理する」を「受け
る」に改め、同号を同項第三十八号とし、同項中第三十六号を第三十七号とし、第三十
五号の次に次の一号を加える。

36 施行令第二条の規定により知事が行うこととされている管理のうち河川の維持を
行うこと。

別表第三土木事務所長の部十の項第一号中「花き総合指導センター並びに」を削り、
同項第十二号中「第十条」を「第十条第一項及び第二項」に改め、同項第十六号中
「財団法人花の都ぎふ花と緑の推進センターへの委託に係るものを除く」を削り、同
部二十一の項中第十六号を第二十二号とし、同項第十五号中「組合」を「組合等」に、
「又は」を「並びに」に、「若しくは会計」を「及び会計等」に改め、同号を同項第二十
一号とし、同項第十四号中「組合」を「組合等」に、「受理する」を「受ける」に改め、
同号を同項第二十号とし、同項第十三号中「受理し」を「受け」に、「業務又は会計の
状況」を「業務等」に改め、同号を同項第十九号とし、同項第十二号中「受理し」を
「受け」に改め、同号を同項第十八号とし、同項第十一号中「第九十七条第二項」を
「第九十六条第五項」に、「嘱託登記をする」を「登記を嘱託する」に改め、同号を同項
第十七号とし、同項第十号を削り、同項第九号中「第六十三条第三項」を「第六十六
条第一項」に改め、同号を同項第十六号とし、同項第八号中「受理する」を「受ける」に
改め、同号を同項第十五号とし、同項第七号中「第五十五条第六項」の下に「において
準用する法第四十八条」を加え、同号を同項第十一号とし、同号の次に次の三号を加え
る。

12 法第五十七条の五ただし書の規定により余裕金の運用を認可すること。

13 法第五十八条の七第三項の規定により共済計理人に対し、説明及び意見を求める
こと。

14 法第五十八条の八の規定により共済計理人の解任を命ずること。

別表第三土木事務所長の部二十一の項第六号を同項第十号とし、同項第五号中「第四
十一条第五項」を「第四十二条第八項」に改め、同号を同項第九号とし、同項第四号中
「受理する」を「受ける」に改め、同号を同項第八号とし、同項中第三号を第七号とし、
第二号を第三号とし、同号の次に次の三号を加える。

4 法第九条の六の二第一項及び第四項の規定により、共済規程及びその変更又は廃
止を認可すること。

5 法第九条の七の五第二項において準用する保険業法第三百五条、第三百六条及び

第三百七条第一項の規定により、火災共済契約の募集を行う組合員について、立入
検査等を行い、業務改善に必要な措置を命じ、及び共済契約の募集停止を命ずるこ
と。

6 法第九条の九第四項ただし書の規定により特定共済組合連合会の兼業を承認する
こと。

別表第三土木事務所長の部二十一の項第一号中「（組合の地区が二以上の土木事務所
の所管区域にわたるものを除く。以下この項において同じ。）」を削り、同号を同項第二
号とし、同項に第一号として次の一号を加える。

1 法第九条の二第七項ただし書の規定により特定共済組合の兼業を承認すること
（組合の地区が二以上の土木事務所所の所管区域にわたるものを除く。以下この項に
おいて同じ。）。

別表第三土木事務所長の部二十一の項に次の二号を加える。

23 法第六六条の二の規定により共済事業を行う組合に対し監督上必要な処分等をす
ること。

24 法第六六条の三の規定により共済事業に係る届出を受けること。

別表第三土木事務所長の部二十二の項第三号中「組合法」を「中小企業等協同組合法
（以下この項中「組合法」という。）」に、「受理する」を「受ける」に改め、同項第六
号中「受理する」を「受ける」に改め、同項第七号中「第六十三条第三項」を「第六十六
条第一項」に改め、同項第八号中「第九十七条第二項」を「第九十六条第五項」に、
「嘱託登記をする」を「登記を嘱託する」に改め、同項第九号中「受理し」を「受け」
に改め、同項第十号中「受理し」を「受け」に、「又は」を「及び」に改め、同項第十
一号中「受理する」を「受ける」に改め、同項第十二号中「第五十五条の四」を「第五
条の四第一項」に、「又は」を「並びに」に、「若しくは」を「及び」に改め、同項第十
五号中「第百条の十四」を「第百条の十一」に改め、「株式会社又は有限会社への」を
削り、「受理する」を「受ける」に改め、同部二十五の項第一号中「及び第一種電気通
信事業者」を「特定電気事業者及び認定電気通信事業者」に改め、同項第三号、第八
号及び第十三号中「受理する」を「受ける」に改め、同部のように加える。

二十九 高齢者 障害者等の移 動等の円滑化 の促進に關す	1 法第十二条第一項の規定により特定路外駐車場の設置の届 出を受けること。 2 法第十二条第二項の規定により特定路外駐車場の変更の届 出を受けること。
---------------------------------------	--

る法律（平成十八年法律第九十一号）以下この項中「法」というの施行に關する事務

3 法第十二条第三項の規定により路外駐車場管理者等に対し違反の是正のため必要な措置をとることを命ずること。
4 法第五十三条第二項の規定により報告をさせ、又は立入検査等を行うこと。

別表第三建築事務所長の部一の項中第九号を第十一号とし、同項第八号中「第五条第二項」を「第五条第三項」に、「亡失した」を「発見した」に改め、同号を同項第十号とし、同項中第七号を第九号とし、第六号を第八号とし、第五号を第七号とし、同項第四号中「第二十六条の二」を「第二十六条の二第一項」に改め、同号を同項第五号とし、同号の次に次の一号を加える。

6 法第二十六条の二第二項に規定する証明書を交付すること。

別表第三建築事務所長の部一の項中第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、同項第一号中「第二十三条の二第一項」を「第二十三条の二」に改め、同号を同項第二号とし、同号の前に次の一号を加える。

1 法第五条の二の規定による建築士の住所等の届出を受理すること。

別表第三建築事務所長の部二の項中「建築基準法施行細則」を「岐阜県建築基準法施行細則」に改め、同項第一号中「第六条の二第三項」の下に「（法第八十七条第一項、第八十七条の二並びに第八十八条第一項及び第二項において準用する場合を含む。次号及び第三号において同じ。）」を加え、同項中第五十八号を第七十五号とし、同項第五十七号中「第四条第一項及び第二項」を「第四条第一項」に改め、同号を同項第七十四号とし、同項中第五十六号を第七十三号とし、第四十号から第五十五号までを十七号ずつ繰り下げ、第三十九号を第五十四号とし、同号の次に次の二号を加える。

55 法第九十三条第一項の規定により消防長等の同意を得ること。

56 法第九十三条の二の規定により処分又は報告に關する書類を閲覧させること。

別表第三建築事務所長の部二の項中第三十八号を第五十三号とし、同項第三十七号中「第八十五条第四項」を「第八十五条第五項」に改め、同号を同項第四十七号とし、同号の次に次の五号を加える。

48 法第八十六条の八第一項の規定により一の既存建築物について二以上の工事に分けて増築等を含む工事を行う場合において、当該二以上の工事の全体計画が基準に適合することを認定すること。

49 法第八十六条の八第三項の規定により認定を受けた全体計画の変更の認定をする
こと。

50 法第八十六条の八第四項の規定により認定を受けた全体計画に係る工事の状況について報告を求めること。

51 法第八十六条の八第五項の規定により改善に必要な措置をとるべきことを命ずること。

52 法第八十六条の八第六項の規定により前号の命令に違反したときに認定を取り消すこと。

別表第三建築事務所長の部二の項中第三十六号を第四十六号とし、第二十八号から第三十五号までを十号ずつ繰り下げ、第二十七号を第三十六号とし、同号の次に次の一号を加える。

37 法第六十八条第五項の規定により都市計画の内容に適合し、かつ、敷地内に有効な空地が確保されていること等により、交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めること。

別表第三建築事務所長の部二の項中第二十六号を第三十五号とし、同項第二十五号中「第五十三条第四項第三号」を「第五十三条第五項第三号」に改め、同号を同項第三十四号とし、同項中第二十四号を第三十三号とし、第十九号から第二十三号までを九号ずつ繰り下げ、同項第十八号中「（法第八十八条第一項、第二項及び第四項において準用する場合を含む。）」を削り、「長」を「長等」に改め、同号を同項第二十六号とし、同号の次に次の一号を加える。

27 法第四十二条第一項第四号の規定により道路の指定をすること。

別表第三建築事務所長の部二の項中第十七号中「第十二条第五項」を「第十二条第七項」に改め、同号を同項第二十四号とし、同号の次に次の一号を加える。

25 法第十三条第一項に規定する証明書を交付すること。

別表第三建築事務所長の部二の項第十六号中「第十二条第三項」を「第十二条第五項」に、「第八十八条第一項、第二項及び第四項」を「第八十八条第一項から第三項まで」に改め、「含む」の下に「。次号において同じ」を加え、同号を同項第二十三号とし、同項第十五号中「（法第八十八条第一項及び第四項において準用する場合を含む。）」を削り、同号を同項第二十一号とし、同号の次に次の一号を加える。

22 法第十二条第三項の規定により昇降機等の建築設備に關する定期報告書を受理すること。

別表第三建築事務所長の部二の項第十四号中「第八十八条第一項、第二項及び第四項」を「第八十八条第一項及び第三項」に改め、「含む」の下に「。次号から第二十二号までにおいて同じ」を加え、「使用禁止」を「使用中止」に、「命ずる」を「勧告する」に改め、同号を同項第十八号とし、同号の次に次の二号を加える。

19 法第十条第二項の規定により同条第一項の勧告に係る措置をとることを命ずること。

20 法第十条第三項の規定により建築物の除却、移転、改築、増築、修繕、模様替、使用禁止、使用制限その他必要な措置をとることを命ずること。

別表第三建築事務所長の部二の項第十三号中「(法第八十八条第一項、第二項及び第四項において準用する場合を含む。)」を削り、同号を同項第十七号とし、同項第十二号中「第九条第十三項」の下に「(法第十条第四項、第八十八条第一項から第三項まで及び第九十条の二第二項において準用する場合を含む。)」を加え、「第七号」を「第九号」に改め、同号を同項第十六号とし、同項第十一号中「(法第八十八条第一項、第二項及び第四項において準用する場合を含む。)」を削り、「施行」を「施工」に改め、同号を同項第十五号とし、同項第十号を第十四号とし、同項第九号中「第九条第七項」の下に「(法第十条第四項、第八十八条第一項から第三項まで、第九十条第三項及び第九十条の二第二項において準用する場合を含む。次号において同じ。)」を加え、「(法第十条第二項並びに第八十八条第一項、第二項及び第四項において準用する場合を含む。次号及び第七号において同じ。)」を削り、同号を同項第十三号とし、同項第八号中「第九条第二項」の下に「(法第十条第四項、第四十五条第二項、第八十八条第一項から第三項まで、第九十条第三項及び第九十条の二第二項において準用する場合を含む。次号及び第十二号において同じ。)」を加え、「(法第十条第二項及び法第四十五条第二項並びに法第八十八条第一項、第二項及び第四項において準用する場合を含む。次号及び第十二号において同じ。)」を加え、「(法第十条第二項及び法第四十五条第二項並びに法第八十八条第一項、第二項及び第四項において準用する場合を含む。)」を削り、同号を同項第十号とし、同号の次に次の二号を加える。

11 法第九条第四項の規定により同条第一項の措置を命じようとする者又はその代理人から意見の聴取を行うこと。

12 法第九条第五項の規定により同条第一項の措置を命じようとする者又はその代理人に通知し、公告すること。

別表第三建築事務所長の部二の項第七号中「第九条第一項」の下に「(法第八十八条第一項から第三項まで及び第九十条第三項において準用する場合を含む。第十五号、第十七号及び第二十六号において同じ。)」を加え、「(法第八十八条第一項、第二項及び

第四項において準用する場合を含む。)」を削り、同号を同項第九号とし、同項第六号中「(法第八十七条の二第二項及び法第八十八条第一項又は第二項において準用する場合を含む。)」を削り、同号を同項第八号とし、同項第五号中「第七条の四第六項」の下に「(法第八十七条の二及び第八十八条第一項において準用する場合を含む。次号において同じ。)」を加え、同号を同項第六号とし、同号の次に次の一号を加える。

7 法第七条の四第七項の規定による命令その他必要な措置を講ずること。

別表第三建築事務所長の部二の項第四号を第五号とし、同項第三号中「第七条の二第六項」の下に「(法第八十七条の二並びに第八十八条第一項及び第二項において準用する場合を含む。次号及び第八号において同じ。)」を加え、同号を同項第四号とし、同項第二号の次に次の一号を加える。

3 法第六条の二第五項の規定による命令その他必要な措置を講ずること。

別表第三建築事務所長の部五の項を削り、同部六の項中「住宅金融公庫」を「独立行政法人住宅金融支援機構」に改め、同項を同部五の項とし、同部七の項中「及び租税特別措置法施行令(以下この項中「施行令」という。)」を削り、同項を同部六の項とし、同部中八の項を七の項とし、九の項を八の項とし、同部十の項に次の一号を加える。

5 法第五十三条第三項に規定する証明書を交付すること。

別表第三建築事務所長の部中十の項を九の項とし、十一の項を十の項とし、同部十二の項中第十六号を第二十二号とし、同項第十五号中「組合」を「組合等」に、「又は」を「並びに」に、「若しくは会計」を「及び会計等」に改め、同号を同項第二十一号とし、同項第十四号中「組合」を「組合等」に、「受理する」を「受ける」に改め、同号を同項第二十号とし、同項第十三号中「受理し」を「受け」に、「業務又は会計の状況」を「業務等」に改め、同号を同項第十九号とし、同項第十二号中「受理し」を「受け」に改め、同号を同項第十八号とし、同項第十一号中「第九十七条第二項」を「第九十六条第五項」に、「嘱託登記をする」を「登記を嘱託する」に改め、同号を同項第十七号とし、同項第十号を削り、同項第九号中「第六十三条第三項」を「第六十六条第一項」に改め、同号を同項第十六号とし、同項第八号中「受理する」を「受ける」に改め、同号を同項第十五号とし、同項第七号中「第五十五条第六項」の下に「において準用する法第四十八条」を加え、同号を同項第十一号とし、同号の次に次の三号を加える。

12 法第五十七条の五ただし書の規定により余裕金の運用を認可すること。

13 法第五十八条の七第三項の規定により共済計理人に対し、説明及び意見を求めること。

14 法第五十八條の八の規定により共済計理人の解任を命ずること。

別表第三建築事務所長の部十二の項中第六号を第十号とし、同項第五号中「第四十一條第五項」を「第四十二條第八項」に改め、同号を同項第九号とし、同項第四号中「受理する」を「受ける」に改め、同号を同項第八号とし、同項第三号を第七号とし、第二号を第三号とし、同号の次に次の三号を加える。

4 法第九條の六の二第一項及び第四項の規定により、共済規程及びその変更又は廃止を認可すること。

5 法第九條の七の五第二項において準用する保険業法第三百五條、第三百六條及び第三百七條第一項の規定により、火災共済契約の募集を行う組合員について、立入検査等を行い、業務改善に必要な措置を命じ、及び共済契約の募集停止を命ずること。

6 法第九條の九第四項ただし書の規定により特定共済組合連合会の兼業を承認すること。

別表第三建築事務所長の部十二の項第一号中「(組合の地区が二以上の建築事務所の所管区域にわたるものを除く。以下この項において同じ。)」を削り、同号を同項第二号とし、同項に第一号として次の一号を加える。

1 法第九條の二第七項ただし書の規定により特定共済組合の兼業を承認すること(組合の地区が二以上の建築事務所の所管区域にわたるものを除く。以下この項において同じ。)

別表第三建築事務所長の部十二の項に次の二号を加える。

23 法第六六條の二の規定により共済事業を行う組合に対し監督上必要な処分等をする。

24 法第六六條の三の規定により共済事業に係る届出を受けること。

別表第三建築事務所長の部中十二の項を十一の項とし、同部十三の項第三号中「組合法」を「中小企業等協同組合法(以下この項中「組合法」という。)」に、「受理する」を「受ける」に改め、同項第六号中「受理する」を「受ける」に改め、同項第七号中「第六十三條第三項」を「第六十六條第一項」に改め、同項第八号中「第九十七條第二項」を「第九十六條第五項」に、「嘱託登記をする」を「登記を嘱託する」に改め、同項第九号中「受理し」を「受け」に改め、同項第十号中「受理し」を「受け」に、「又は」を「及び」に改め、同項第十一号中「受理する」を「受ける」に改め、同項第十二号中「第五五條の四」を「第五五條の四第一項」に、「又は」を「並びに」に、「若しく

は」を「及び」に改め、同項第十五号中「第百條の十四」を「第百條の十一」に改め、「株式会社又は有限会社への」を削り、「受理する」を「受ける」に改め、同項を同部十二の項とし、同項の次に次のように加える。

十三 高齢者

- 1 法第十五條第一項の規定により違反を是正するために必要な措置をとるべきことを命ずること。
- 2 法第十五條第二項の規定により、基準に違反している事実を特別特定建築物を管理する機関の長に通知し、及び違反を是正するために必要な措置をとるべきことを要請すること。
- 3 法第十五條第三項の規定により必要な指導及び助言をすること。
- 4 法第十六條第三項の規定により必要な指導及び助言をすること。
- 5 法第十七條第三項の規定により特定建築物の建築等及び維持保全の計画の認定をすること。
- 6 法第十七條第四項及び第五項の規定により適合通知の申出を受け、建築主事に通知すること(法第十八條第二項において準用する場合を含む。次号において同じ。)
- 7 法第十八條第一項の規定により特定建築物の建築等及び維持保全の計画の変更の認定をすること。
- 8 法第二十一條の規定により改善に必要な措置をとるべきことを命ずること。
- 9 法第二十二條の規定により特定建築物の建築等及び維持保全の計画の認定を取り消すこと。
- 10 法第二十三條の規定により既存の特定建築物に設置するエレベーターが防火上及び避難上支障がないと認めること。
- 11 法第五十三條第三項の規定により報告をさせ、又は立入検査等をする。
- 12 法第五十三條第四項の規定により認定特定建築物の建築等又は維持保全の状況について報告をさせること。
- 13 法第五十三條第五項に規定する証明書を交付すること。

別表第三建築事務所長の部十四の項を削り、同部十五の項第一号中「第四條第一項」を「第七條第一項」に改め、同項第二号中「第四條第二項」を「第七條第二項」に改め、同項第三号を次のように改める。

3 法第七條第三項の規定により特定建築物の所有者が指示に従わなかつた旨を公表

すること。

別表第三建築事務所長の部十五の項第八号中「第九条」を「第十二条」に改め、同号を同項第十号とし、同項第七号中「第八条」を「第十一条」に、「認定事業者に対し、改善」を「改善」に改め、同号を同項第九号とし、同項第六号中「第七条」を「第十条」に改め、同号を同項第八号とし、同項第五号中「第五条第八項（法第六条第二項において準用する場合を含む）」を「第八条第八項」に改め、同号を同項第七号とし、同項第四号中「第五条第三項」を「第八条第三項」に、「第六条第二項」を「第九条第二項」に改め、「含む」の下に「次号及び第七号において同じ」を加え、同号を同項第五号とし、同号の次に次の一号を加える。

6 法第八条第四項の規定により建築主事の同意を得ること。

別表第三建築事務所長の部十五の項第三号の次に次の一号を加える。

4 法第七条第四項の規定により報告させ、又は立入検査をすること。

別表第三建築事務所長の部中十五の項を十四の項とし、同部十六の項第一号中「受理する」を「受ける」に改め、同項第十一号を第十二号とし、第七号から第十号までを一号ずつ繰り下げ、同項第六号中「受理する」を「受ける」に改め、同号を同項第七号とし、同項中第五号を第六号とし、同項第四号中「受理する」を「受ける」に改め、同号を同項第五号とし、同項第三号の次に次の一号を加える。

4 条例第二十二條第二項に規定する証明書を交付すること。

別表第三建築事務所長の部中十六の項を十五の項とし、十七の項を十六の項とし、同部十八の項第一号中「第十五条第一項」を「第七十四条第一項」に、「及び施工」を「施工及び維持保全」に改め、同項第二号中「第十五条の二第二項」を「第七十五条第一項」に改め、同項第三号中「第十五条の二第二項」を「第七十五条第二項」に改め、同項第四号中「第十五条の二第三項」を「第七十五条第三項」に改め、同項第五号を次のように改める。

5 法第七十五条第四項の規定により特定建築物の維持保全の状況について報告を受けること。

別表第三建築事務所長の部十八の項に次の三号を加える。

6 法第七十五条第五項の規定によりエネルギーの効率的利用に資する維持保全をすべき旨を勧告すること。

7 法第八十七条第十項の規定により報告させ、及び立入検査をすること。

8 法第八十七条第十二項に規定する証明書を交付すること。

別表第三建築事務所長の部中十八の項を十七の項とし、十九の項を十八の項とし、同表東京事務所長及び大阪事務所長の部中「及び大阪事務所長」を削り、同部一の項第一号中「受理する」を「受ける」に改め、「東京事務所長にあつては」及び「大阪事務所長にあつては京都府内及び兵庫県内の職員宿舎」を削り、同項第三号中「受理し」を「受け付け」に改め、同項第五号及び第十号中「受理する」を「受ける」に改め、同表県民生活相談センターの部に次のように加える。

四 岐阜県消費生活条例（昭和五十年岐阜県条例第二十九号。以下この項中「条例」という。）の施行に関する事務	1 条例第四十条の規定により報告を徴取し、及び立入検査をすること（条例第十六条第二項の規定により勧告を行った事業者に限る。）。

別表第三食肉衛生検査所長の部三の項第一号及び第二号中「吏員」を「職員」に改める。

別表第四を次のように改める。

別表第四（第五条関係）

事務の種類	委任事項
一 岐阜県庁内管理規則（以下この項中「規則」という。）の施行に関する事務（議会の使用に係る庁内に限る。）	1 規則第二条第二項及び第四項の規定により庁内に於いて禁止された行為の許可をし、及び当該許可に必要な条件を付けること。
	2 規則第三条第一項の規定により陳情等の目的で立ち入ろうとする者に対し、人数等を制限し、又は立ち入り後の行動について必要な指示をすること。
	3 規則第三条第二項の規定により特に必要があると認めるときに、庁内の特定の場所への立入りの制限その他の制限をすること。
	4 規則第四条ただし書の規定により庁内又は庁舎の出入口の開閉時間を変更すること。
	5 規則第五条第一項の規定により出入口の開鎖後に庁内又は庁舎に立ち入ることを拒否すること。

- 6 規則第六条の規定により同条各号のいずれかに該当する者に対し、庁内に立ち入ることを禁止し、又は庁内から退去することを命じ、その他必要な措置を講ずること。
- 7 規則第七条第一項の規定により同項各号のいずれかに該当する物がある場合において、必要があると認めるときに、所有者等にその撤去を命ずること。
- 8 規則第七条第二項の規定により同条第一項各号に掲げる物の所有者等が命令に従わないとき等に、自ら撤去すること。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

岐阜県職員に対する児童手当及び特例給付の認定及び支給に関する事務の取扱いに関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十九年四月一日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県規則第四十号

岐阜県職員に対する児童手当及び特例給付の認定及び支給に関する事務の取扱いに関する規則の一部を改正する規則

岐阜県職員に対する児童手当及び特例給付の認定及び支給に関する事務の取扱いに関する規則（昭和四十六年岐阜県規則第二百二十六号）の一部を次のように改正する。

第三条の表教育事務所長の項中、「盲学校、聾学校及び養護学校」を「及び特別支援学校」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

岐阜県庁の執務時間に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十九年四月一日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県規則第四十一号

岐阜県庁の執務時間に関する規則の一部を改正する規則

岐阜県庁の執務時間に関する規則（平成元年岐阜県規則第三十八号）の一部を次のように改正する。

本則第二項を次のように改める。

2 前項の規定にかかわらず、東京事務所の執務時間は、岐阜県職員の勤務時間に関する規則（昭和三十年岐阜県規則第二十四号）第二条第二項に規定するとおりとする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

岐阜県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十九年四月一日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県規則第四十二号

岐阜県行政組織規則の一部を改正する規則

岐阜県行政組織規則（平成十八年岐阜県規則第四十六号）の一部を次のように改正する。

目次中「第三款 岐阜県大阪事務所（第六十三条―第六十五条）」を「第三款 削除」に改める。

第三条第二項中「第七十一条第六項」を「第七十一条第五項」に改める。

第四条の表危機管理課の項第四号及び第五号を削り、同表防災課の項に次の二号を加える。

八 地域防災力の強化に関すること。

九 防災交流センター及び広域防災センターに関すること。

第五条の表財政課の項第六号中「大阪事務所」を削り、同表行政改革課の項に次の一号を加える。

九 県民からの苦情等に対する県の機関の対応の審査に関すること。

第六条の表総合政策課の項中第七号を削り、第八号を第七号とし、第九号から第十一

号までを一号ずつ繰り上げ、第十二号を第十一号とし、同号の次に次の一号を加える。

十二 地域振興に関すること（他の所掌に属するものを除く。）。

第六条の表市町村課の項中第九号を削り、第十号を第九号とし、同表情報企画課の項第五号中「こと」の下に「（他の所掌に属するものを除く。）」を加え、同表研究開発課の項第七号中「及び財団法人岐阜県国際バイオ研究所」を削る。

第七条の表環境生活政策課の項第七号中「ボランティア団体」を「特定非営利活動法人と県との協働」に改め、同項中第二十二号を第二十三号とし、第八号から第二十一号までを一号ずつ繰り下げ、第七号の次に次の一号を加える。

八 ボランティア団体に関すること（他の所掌に属するものを除く。）。

第七条の表不法投棄監視課の項に次の一号を加える。

二 土砂等による埋立て等の規制に関すること。

第七条の表人づくり文化課の項第九号中「飛騨世界・生活文化センター」を「飛騨・世界生活文化センター」に改め、同項第十一号中「こと」の下に「（教育委員会の所管に属するものを除く。）」を加える。

第八条の表健康福祉政策課の項第五号中「健康増進計画」を「医療費適正化計画」に改め、同項中第六号から第十号までを削り、第十一号を第六号とし、第十二号から第三十二号までを五号ずつ繰り上げ、同表保健医療課の項第十一号中「（食環境の整備に係るものに限る。）」を削り、同項中第十二号を第十七号とし、第十一号の次に次の五号を加える。

十二 健康増進計画に関すること。

十三 食育の推進に関すること（他の所掌に属するものを除く。）。

十四 栄養士に関すること。

十五 健康づくりに関すること。

十六 保健師に関すること（医療整備課の所掌に属するものを除く。）。

第九条の表商業流通課の項中第六号を削り、第七号を第六号とし、同表企業誘致課の項第四号を削り、同表中小企業課の項第十号中「企業誘致課」を「労働雇用課」に改める。

第十条第一項の表農政課の項第六号中「県民食料確保計画」を「食料確保」に改め、同項第八号中「和食文化の振興」を「食農教育」に改め、同項中第十七号を第十八号とし、第十二号から第十六号までを一号ずつ繰り下げ、第十一号の次に次の一号を加える。
十二 関西方面における農産物の情報に関すること。

第十条第一項の表検査監督課の項第一号中「農業協同組合」を「農業協同組合等」に改め、同条第二項中「前項の表農政課の項第十二号」を「前項の表農政課の項第十三号」に改める。

第十一条の表林政課の項中第十五号を削り、第十六号を第十五号とし、第十七号から第二十号までを一号ずつ繰り上げ、同表県産材流通課の項第五号中「（緑化木を含む。）」を削り、同号を同項第六号とし、同項中第四号を第五号とし、第一号から第三号までを一号ずつ繰り下げ、同項に第一号として次の一号を加える。

一 低コスト素材生産及び安定供給対策に関すること。

第十一条の表森林整備課の項中第九号を第十号とし、第八号の次に次の一号を加える。

九 林業の普及指導に関すること。

第十一条の表全国植樹祭推進事務局の項を削る。

第十四条第一項中「第百七十一條第六項」を「第百七十一條第五項」に改め、同条第二項中「出納長」を「会計管理者」に改める。

第十九条第二項中「、副出納長の職にある者をもって充て」を削る。

第二十条第一項の表一の項中「並びに国体準備事務局及び全国植樹祭推進事務局にあつては、事務局長」を「及び国体準備事務局にあつては、事務局次長」に改め、「（全国植樹祭推進事務局にあつては、事務局次長）」を削る。

第二十四条の表総務部の部健康保健指導監の項を削り、同表総合企画部の部研究開発総括監の項所掌事務の欄中「に關し、特に命ぜられた事務」を「その他特に命ぜられた事務について、各部等との総合的な調整を行い、これ」に改め、同部研究開発副総括監の項を次のように改める。

国体準備事務局 長	一人	上司の命を受け、国体の開催準備その他特に命ぜられた事務について、各部等との総合的な調整を行い、これを総括的に処理する。
--------------	----	---

第二十六条の表広報課の部を削り、同表総合政策課の部に次のように加える。

地域振興企画監	一人	上司の命を受け、地域振興に關し特に命ぜられた事務を処理する。
---------	----	--------------------------------

第二十六条の表情報企画課の部給与システム企画監の項及び同表健康福祉政策課の部保健企画監の項を削り、同表保健医療課の部に次のように加える。

保健企画監

一人

上司の命を受け、衛生知識の向上及び県民の健康づくりの推進その他特に命ぜられた事務を処理する。

第二十六条の表国民健康保険課の部を削り、同表企業誘致課の部中「三人」を「二人」に改め、同表農政課の部消費流通企画監の項を削り、同表建築指導課の部中「建築安全対策監」を「建築構造審査監」に、「指導強化」を「構造計算の適合性判定」に改め、同表農政課の部検査監の項中「十二人」を「十三人」に改め、同部副検査監の項中「三人」を「二人」に改め、同表林政課の部検査監の項中「八人」を「九人」に改め、同表出納管理課の部財務開発企画監の項中「財務開発企画監」を「総合財務企画監」に、「新たな財務会計システムの企画開発」を「総合財務会計システムの管理運用」に改める。

第三十条の表環境生活政策課の部岐阜県苦情処理委員会の項及び岐阜県消費生活安定審議会の中「岐阜県民の消費生活の安定と向上を促進する条例」を「岐阜県消費生活条例」に改め、同部の次に次のように加える。

廃棄物 対策課	岐阜県リサイクル認定製品 認定審査委員 会	岐阜県リサイクル認定製品の認定及び利用の推進に関する条例(平成十九年岐阜県条例第十四号)の規定によりその権限に属させられた事項に関する事務
------------	-----------------------------	---

第三十条の表各保健所の部岐阜県結核検査協議会の項を削る。

第三十三条の表一の項第二号中「職員の」の下に「給与(他の所掌に属するものを除く。及び)」を加え、同表四の項中第十三号を第十四号とし、第十号から第十二号までを一号ずつ繰り下げ、第九号の次に次の一号を加える。

10 土砂等による埋立て等の規制に関すること。

第三十四条の表岐阜県税務事務所の項中「事業税課 不動産取得税課」を「直税課」に改め、同項の次に次のように加える。

西濃県税事務所及び中濃県税事務所	総務課 直税課
東濃県税事務所	総務課 直税課 間税課

第三十四条の表西濃県税事務所 中濃県税事務所 東濃県税事務所及び飛騨県税事務所

所の項中「西濃県税事務所 中濃県税事務所 東濃県税事務所及び」を削る。

第三十五条第一項の表三の項中「事業税課」を「直税課」に改め、同項第一号中「及び事業税」を「事業税、不動産取得税及び狩猟税」に改め、同項第二号中「こと」の下に「(岐阜県税務所を除く。)」を加え、同表四の項を削り、同表五の項第二号中「こと」の下に「(岐阜県税務所を除く。)」を加え、同項を同表四の項とし、同表六の項第一号中「(飛騨県税務所に限る。)」を削り、同項を同表五の項とし、同表第四項の表中一の項及び二の項を削り、三の項を一の項とする。

第四十二条第一項の表五の項第四号中「里親」を「児童」に改める。

第四十五条第一項の表一の項第七号中「所管区域内に所在する病害虫防除所中濃支所病害虫防除所東濃支所又は」を削り、「こと」の下に「(飛騨農林事務所に限る。)」を加え、同表五の項第十七号中「可茂農林事務所 恵那農林事務所及び飛騨農林事務所」を「及び可茂農林事務所」に改め、同表六の項第一号中「から第十八号まで」を「第十六号及び第十八号」に改め、同項に次の一号を加える。

2 土の採取の規制に関すること(恵那農林事務所及び飛騨農林事務所に限る。)

第四十六条の表中一の項及び二の項を削り、三の項を一の項とする。

第五十条の表美濃土木事務所 郡上土木事務所及び恵那土木事務所の項中「及び恵那土木事務所」を「恵那土木事務所及び古川土木事務所」に改め、同表古川土木事務所の項を削る。

第五十一条の表六の項第五号及び同表七の項第二号中「(古川土木事務所にあつては、災害復旧課の所掌に属するものを除く。)」を削り、同表十の項を削る。

第五十四条第二項の表中十一の項を十二の項とし、四の項から十の項までを一項ずつ繰り下げ、同表三の項中「岐阜県生産情報研究所」を「岐阜県情報技術研究所」に改め、同項を同表四の項とし、同表二の項の次に次のように加える。

三 岐阜県機械材料研究所

関市

第五十五条第一項の表二の項第一号中「機械・金属」を削り、同表中十一の項を十二の項とし、四の項から十の項までを一項ずつ繰り下げ、同表三の項中「生産情報研究所」を「情報技術研究所」に、「生産情報システム技術」を「情報システム技術」に改め、同項を同表四の項とし、同表二の項の次に次のように加える。

三 機械材料研究所

1 機械・金属関連産業に関する試験研究及び調査に関

- すること。
- 2 機械・金属関連産業に関する原料、材料及び製品の試験及び分析に関すること。
 - 3 機械・金属関連産業に関する技術指導並びに情報の収集及び提供に関すること。
 - 4 機械・金属関連産業に関する技術者研修その他の人材の育成に関すること。
 - 5 前各号に掲げるもののほか、機械・金属関連産業に関する技術の向上に関すること。

第五十六条第二項の表二の項中「応用化学研究部」を「技術支援部、応用化学研究部」に、「技術支援部」を「食品研究部」に改め、「機械・金属研究部、食品研究部」を削り、同表三の項を次のように改める。

三 機械材料研究所
機械研究部、金属材料研究部、電子応用研究部

第五十六条第二項の表中十一の項を十二の項とし、四の項から十の項までを一項ずつ繰り下げ、同表三の項の次に次のように加える。

四 情報技術研究所
情報システム研究部、メカトロ研究部

第五十八条中「第二十六条第一項」を「第五十一条第一項」に改める。

第六十二条の表総務課の項中第六号を削り、第七号を第六号とし、第八号を第七号とする。

第四章第三節第三款を次のように改める。

第三款 削除

第六十三条から第六十五条まで 削除

第七十六条の表相談課の項に次の一号を加える。

6 犯罪被害者の相談に関すること。

第九十一条の表一の項部の欄中「臨床研修センター部」の下に「栄養管理部」を加え、同表二の項部の欄中「内科、腎臓内科」を「総合内科、腎臓内科」に、「膠原病・リウマチ科」を「膠原病・リウマチ内科」に、「呼吸器科、消化器科、循環器科」を「呼吸器内科、消化器内科、循環器内科」に改め、「放射線科」の下に「放射線腫瘍科」を加え、同項部の欄中「地域医療部」の下に「周産期部、臨床研修センター部」を、「看護部」の下に「栄養管理部」を加え、同表三の項部の欄中「精神科」を削り、

同項部の欄中「看護部」の下に「栄養管理部」を加える。

第九十三条の表二の項中第四号を削り、第五号を第四号とし、第六号を第五号とする。

第百五十九条を次のように改める。

第百五十九条 削除

第百六十条の表三の項中「中濃保健所郡上センター」を「岐阜保健所」に改め、六の項中「三人（総合医療センター）」を「四人（下呂温泉病院）」に、「四人」を「三人」に改め、同表中七の項を削り、八の項を七の項とし、九の項を八の項とし、十の項を九の項とする。

第百六十四条第二項を削り、同条第三項中「第二項」を「前項」に改め、同項を同条第二項とする。

第百六十八条第二項を次のように改める。

2 前項に規定する事務局長は、上司の命を受け、事務局に属する事務を掌理する。

第百七十一条第一項の表二の部中「岐阜土木事務所、大垣土木事務所、揖斐土木事務所、可茂土木事務所及び高山土木事務所」を「土木事務所」に改め、同表五の部教授の項中「教授する」を「教授し、その研究を指導し、又は研究に従事する」に改め、同部助教授の項中「助教授」を「准教授」に、「教授する」を「教授し、その研究を指導し、又は研究に従事する」に改め、同部講師の項中「助教授」を「准教授」に改め、同部助手の項中「助手」を「助教」に改め、同項所掌事務の欄を次のように改める。

学生を教授し、その研究を指導し、又は研究に従事する。

第百七十一条第一項の表八の部中「教頭」を「副校長」に改め、同部に次のように加える。

教務主任
一人 上司の命を受け、その担当事務を処理する。

第百七十一条第一項の表九の部中「若干名」を「十人以内」に改め、同表十の部中「診療情報管理部」の下に「医療情報部」を加え、同表十二の部を削り、同表十三の部中「総合医療センター及び下呂温泉病院薬剤部」を「県立病院薬剤部」に改め、同部を同表十二の部とし、同表十四の部中「三人、多治見病院及び」を「四人、多治見病院にあっては三人」に改め、同表中同部を十三の部とし、十五の部から十八の部までを一部ずつ繰り上げ、同表十九の部を削り、同表二十の部教授の項中「教授する」を「教

授し、その研究を指導し、又は研究に従事する」に改め、同部助教授の項中「助教授」を「准教授」に、「教授する」を「教授し、その研究を指導し、又は研究に従事する」に改め、同部講師の項中「助教授」を「准教授」に改め、同部助手の項中「助手」を「助教」に改め、同項所掌事務の欄を次のように改める。

学生を教授し、その研究を指導し、又は研究に従事する。

第百七十一条第一項の表二十の部を同表十八の部とし、同表二十一の部教授の項中「教授する」を「教授し、その研究を指導し、又は研究に従事する」に改め、同部助教授の項中「助教授」を「准教授」に、「教授する」を「教授し、その研究を指導し、又は研究に従事する」に改め、同部講師の項中「助教授」を「准教授」に改め、同部助手の項中「助手」を「助教」に改め、同項所掌事務の欄を次のように改める。

学生を教授し、その研究を指導し、又は研究に従事する。

第百七十一条第一項の表二十一の部を同表十九の部とし、同表二十二の部人数の欄中「十人」を「十一人」に改め、同部教授の項中「教授する」を「教授し、その研究を指導し、又は研究に従事する」に改め、同部助教授の項中「助教授」を「准教授」に、「教授する」を「教授し、その研究を指導し、又は研究に従事する」に改め、同部講師の項中「助教授」を「准教授」に改め、同部助手の項中「助手」を「助教」に改め、同項所掌事務の欄を次のように改める。

学生を教授し、その研究を指導し、又は研究に従事する。

第百七十一条第一項の表二十二の部を同表二十の部とし、同表二十三の部人数の欄中「十八人」を「十七人」に改め、同部教授の項中「教授する」を「教授し、その研究を指導し、又は研究に従事する」に改め、同部助教授の項中「助教授」を「准教授」に、「教授する」を「教授し、その研究を指導し、又は研究に従事する」に改め、同部講師の項中「助教授」を「准教授」に改め、同部助手の項中「助手」を「助教」に改め、同項所掌事務の欄を次のように改める。

学生を教授し、その研究を指導し、又は研究に従事する。

第百七十一条第一項の表二十三の部を同表二十一の部とする。

第百七十五条第二号の表中九の項及び十の項を削り、十一の項を九の項とし、十二の項から二十四の項までを二項ずつ繰り上げ、二十五の項を削り、二十六の項を二十三の項とし、二十七の項を二十四の項とする。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に次の表の上欄に掲げる職に補せられている者は、別に辞令を発せられないときは、それぞれ同表の下欄に掲げる職に補せられたものとする。

助教授	准教授
助手	助教

告 示

岐阜県告示第二百五十九号

岐阜県表彰規程（平成十一年岐阜県告示第七百二十九号）の一部を次のように改正する。

平成十九年四月一日

岐阜県知事 古 田 肇

別表中「出納長」を削る。

附 則

この規程は、平成十九年四月一日から施行する。

訓 令 甲

岐阜県訓令甲第九号

庁 中 一 般
各 現 地 機 関

岐阜県事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成十九年四月一日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県事務決裁規程の一部を改正する訓令

岐阜県事務決裁規程（昭和四十三年岐阜県訓令甲第十九号）の一部を次のように改正する。

第七条（見出しを含む）中「係長」を「担当総括」に改める。

第十条第三項中「係長専決事項」を「担当総括専決事項」に、「係長が」を「担当総括が」に改める。

第十二条中「係長専決事項」を「担当総括専決事項」に、「係長が」を「担当総括が」に改める。

第十六条第二項の表副知事専決事項である事務の項第二順位の欄中「事務吏員である次長」を「次長（組織規則第十八条第二項に定めるものを除く）」に改め、同表部長専決事項である事務の項第一順位の欄中「事務吏員である次長」を「次長（組織規則第十八条第二項に定めるものを除く）」に改め、同項第二順位の欄中「技術吏員である」を「組織規則第十八条第二項に定める」に改める。

第二十条中「吏員の職にある」を削る。

別表第二の表一の部四の項①中「千五百円」を「千五百七十五円」に改め、同部六の項①中「工事に係るもの」を「工事委託料」に改め、同項②中「①以外のもの」を「業務委託料」に改め、同部八の項中「補助及び交付金（補助金及び交付金を除く）」を削り、同項①中「工事に係るもの」を「工事負担金」に改め、同部九の項中「負担金補助」を「補助金」に改め、「（負担金を除く）」を削り、同項①中「県税に係るもの」を「県税交付金」に改める。

別表第二一の項部長専決事項の欄第五号及び同項課長専決事項の欄第五号中「第二十三十八条の四第四項」を「第二百三十八条の四第七項」に改め、同表二の項部長専決事項の欄第二号中「特別昇給」を「昇給」に改め、「内申」の下に「（勤務成績が特に良好である職員に係るものに限る。）」を加え、同表五の項副知事専決事項の欄第一号中「（規則第七十五条第一項第二十八号の不妊治療を受ける場合における休暇を除く。以下この項において同じ。）」を削り、同表十九の項副知事専決事項の欄第一号中「以上」の下に「又は取得価格五千万円以上」を加え、同項部長専決事項の欄第二号中「一千万円未満のもの」を「又は取得価格一千万円以上のもの（副知事専決事項とされているものを除く）」に改め、同項課長専決事項の欄第六号中「未満」の下に「かつ取得価格一千万円未満」を加え、同表三十の項部長専決事項の欄第十三号中「信用協同組合を除く」を削り、同号を同欄第十九号とし、同欄第十二号を削り、同欄第十一号中「信用協同組合を除く組合に係る」を削り、同号を同欄第十八号とし、同欄第十号中「信用協同組合を除く組合に係る法第百四条第一項」を「法第百四条第二項」に改め、同号を同欄第十七号とし、同欄中第九号を第十六号とし、同欄第八号中「信用協同組合を除く組合に係る法第六十三条第三項の」を「法第六十六条第一項の組合の」に改め、同号を同欄第十五号とし、同欄中第七号を第十四号とし、同欄第六号中「信用協同組合を除く組合に係る」を削り、同号を同欄第九号とし、同号の次に次の四号を加える。

10 法第五十五条第六項において準用する法第四十八条の組合の総代会の招集の承認

11 法第五十七条の五ただし書の余裕金の運用の認可

12 法第五十八条の七第三項の共済計理人に対する説明又は意見の聴取

13 法第五十八条の八の共済計理人の解任命令

別表第二三十の項部長専決事項の欄第五号中「信用協同組合を除く組合に係る」を削り、「第四十八条」の下に「（法第四十二条第八項において準用する場合を含む。）」を加え、同号を同欄第八号とし、同欄第四号中「信用協同組合を除く組合に係る」を削り、同号を同欄第七号とし、同欄第三号中「同条第三項」を「同条第四項」に改め、同号を同欄第四号とし、同号の次に次の二号を加える。

5 法第九条の七の五第二項（法第九条の九第八項において準用する場合を含む。）において準用する保険業法（平成七年法律第百五号）第三百五条、第三百六条及び第三百七条第一項の火災共済契約の募集を行う組合員に対する立入検査等、措置命令及び共済契約の募集の停止命令

6 法第九条の九第四項ただし書の特定共済組合連合会の兼業の承認

別表第三十の項部長専決事項の欄中第二号を第三号とし、同欄第一号中「第九条の二の第二項」を「第九条の二の第二項」に改め、同号を同欄第二号とし、同号の前に次の一号を加える。

1 法第九条の二第七項ただし書の特定共済組合の兼業の承認
別表第三十の項部長専決事項の欄に次の一号を加える。

20 法第百六条の二の共済事業を行う組合に対する監督上必要な処分等

別表第三十の項課長専決事項の欄第一号中「信用協同組合に係る事項及び」を削る。
別表第三総合政策課の表に次のように加える。

二 山村振興法 (昭和四十年 法律第六十四 号。以下この 項中「法」と いう。)の施 行事務	1 法第七条第二項の振興 山村指定申請書の提出	1 法第七条第 二項の振興山 村の指定及び 法第八条第一 項(同条第四 項において準 用する場合含 む。)の山村 振興計画の作 成等について の協議
--	----------------------------	--

別表第三市町村課の表中十二の項を削り、十三の項を十二の項とし、十四の項から十九の項までを一項ずつ繰り上げ、同表中二十の項を削る。

別表第三環境生活政策課の表十四の項事務の種類の欄中「岐阜県民の消費生活の安定と向上を促進する条例」を「岐阜県消費生活条例」に改め、同項部長専決事項の欄第一号中「第七条第一項」を「第十条」に改め、同欄第二号を次のように改める。

2 条例第十三条第一項の基準の設定

別表第三環境生活政策課の表十四の項部長専決事項の欄第三号中「第十一条第二項」を「第十四条第二項」に改め、同欄第四号中「第十二条の二第二項」を「第十六条第二項」に改め、同欄第五号中「第二十条第一項」を「第二十六条第一項」に改め、同欄第六号中「第二十一条」を「第二十七条」に改め、同欄に次の一号を加える。

7 条例第四十一条の公表

別表第三廃棄物対策課の表七の項部長専決事項の欄第四号中「過料」の下に「を科すこと。」を加え、同表に次のように加える。

八 岐阜県リサイクル認定製品の認定及び利用の推進に関する条例
(平成十九年条例第十四号。以下この項中「条例」という。)及び岐阜県リサイクル認定製品の認定及び利用の推進に関する条例施行規則(平成十九年規則第六号。以下この項中「規則」という。)の施行に関する事務

- 1 条例第五条第一項の認定
- 2 条例第五条第四項の認定をしないことの決定
- 3 条例第五条第五項の委員会の意見の聴取(条例第十条第二項において準用する場合を含む。次号において同じ。)
- 4 条例第五条第六項の通知及び公表
- 5 条例第八条第四項の販売等の記録の指示
- 6 条例第九条第三項の認定の辞退の届出による取消し
- 7 条例第十条第一項の認定の取消し
- 8 条例第十一条第一項の調達状況の公表
- 9 条例第十三条第二項の委員の任命

1 部長専決事項を除く条例及び規則の施行に関する事務

別表第三不法投棄監視課の表に次のように加える。

三 岐阜県埋立て等の規制に関する条例
(平成十八年条例第四十七号。以下この項中「条例」という。)及び岐阜県埋立て等の規制に関する条例施行規則(平成十八年規則第

- 1 条例第八条第二項の措置命令
- 2 条例第八条第三項の措置命令
- 3 条例第二十一条の措置命令
- 4 条例第二十二条の措置命令
- 5 条例第二十六条の措置命令

1 部長専決事項を除く条例及び規則の施行に関する事務

二百八号以下この項中「規則」という。）の施行 事務		
------------------------------	--	--

別表第三健康福祉政策課の表中二の項を削り、三の項を二の項とし、同表四の項部長専決事項の欄第一号を削り、同項課長専決事項の欄第一号中「部長専決事項を除く」を削り、「事務」の下に「健康福祉政策課の所管する事務に限る。」を加え、同項を同表三の項とし、同表中五の項を四の項とし、六の項を五の項とし、七の項を削り、八の項を六の項とし、九の項から十四の項までを二項ずつ繰り上げる。

別表第三医療整備課の表六の項部長専決事項の欄第二十一号を第二十四号とし、第二十号を第二十三号とし、同欄第十九号中「第六十四条の二の特別医療法人の」を「第六十四条の二第一項の社会医療法人の認定の取消し又は」に改め、同号を同欄第二十二号とし、同欄第十八号を第二十一号とし、第十二号から第十七号までを三号ずつ繰り下げ、同欄第十一号中「第三十条の三第七項」を「第三十条の四第七項」に改め、同号を同欄第十四号とし、同欄第十号を第十三号とし、第五号から第九号までを三号ずつ繰り下げ、同欄第四号中「療養病床」を「病床」に改め、同号を同欄第六号とし、同号の次に次の一号を加える。

7 法第七条の二第三項の病床数を削減するための措置の命令

別表第三医療整備課の表六の項部長専決事項の欄第三号を第五号とし、同欄第二号中「病院等」を「病院」に改め、同号を同欄第四号とし、同欄第一号の次に次の二号を加える。

2 法第六条の三第六項の病院等の医療に関する情報の報告又は報告の内容の是正の命令

3 法第六条の八第二項の医業等に関する広告の中止又は広告内容の是正の命令
別表第三医療整備課の表六の項課長専決事項の欄第一号中「事務」の下に「医療整備課の所管する事務に限る。」を加える。

別表第三保健医療課の表三の項部長専決事項の欄第六号から第八号までを削り、同欄第五号中「精神病院等」を「精神科病院等」に改め、同号を同欄第六号とし、同欄第四号中「精神病院」を「精神科病院」に、「同条第三項」を「同条第六項」に改め、同号を同欄第五号とし、同欄第三号を第四号とし、同欄第二号中「取消し等」を「取消し」

に改め、同号の次に次の一号を加える。

3 法第二十二條の四第四項及び第三十三條第四項の特定措置を採ることができる精神科病院の認定

別表第三保健医療課の表中四の項を削り、三の項を四の項とし、二の項を三の項とし、一の項の次に次のように加える。

二 栄養士法 (昭和二十二年法律第二百四十五号。以下この項中「法」という。) の施行事務	1 法第五条の栄養士の免許の取消し等	1 部長専決事項を除く法の施行に関する事務
--	--------------------	-----------------------

別表第三保健医療課の表六の項部長専決事項の欄第六号中「第三十八条第七項」を「第三十八条第八項」に、「第一種」を「第一種感染症指定医療機関」に改め、同欄第七号中「第三十八条第八項」を「第三十八条第九項」に、「第一種」を「第一種感染症指定医療機関」に改め、「指定医療機関」の下に「並びに結核指定医療機関」を加え、同表中九の項を十の項とし、八の項を九の項とし、七の項を八の項とし、同表六の項の次に次のように加える。

七 健康増進法 (平成十四年法律第廿二号。以下この項中「法」という。) の施行事務		1 法の施行に関する事務
---	--	--------------

別表第三業務水道課の表四の項部長専決事項の欄第三号中「第五十条の四十」を「第五十条の四十一」に改め、同表八の項部長専決事項の欄第七号を第八号とし、第六号を第七号とし、同欄第五号中「停止等」を「停止」に改め、同号を同欄第六号とし、同欄第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。

4 法第七十二条の三の薬局開設者に対する報告等の命令

別表第三業務水道課の表八の項部長専決事項の欄に次の二号を加える。

9 法第七十六条の六の指定薬物の疑いがある物品の検査の命令

10 法第七十六條の七の指定薬物の廃棄命令等
別表第三子ども家庭課の表中四の項を五の項とし、同表三の項の次に次のように加える。

四 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号） 以下この項中「法」という。の施行事務		1 法第三條第一項及び第二項の認定 2 法第十條第一項の認定の取消し	1 部長専決事項を除く法の施行に関する事務
---	--	---	------------------------------

別表第三企業誘致課の表二の項を削る。

別表第三中小企業課の表一の項部長専決事項の欄中第三号を第十号とし、第二号を第九号とし、第一号を第八号とし、同号の前に次の七号を加える。

- 1 法第七條第二項の特定商工業者の基準の引上げの許可
- 2 法第十條第二項の法定台帳の作成期間の延長
- 3 法第十條第三項の延長の通知
- 4 法第十二條第一項の負担金の賦課の許可
- 5 法第四十六條第二項の定款変更（法第二十五條第一号から第四号まで、第六号から第八号まで、第十二号から第十五号まで及び第十八号に掲げる事項に係るものを除く。）の認可
- 6 法第四十六條第四項において準用する法第二十八條の認可の通知
- 7 法第五十八條第一項の報告の徴収及び検査

別表第三中小企業課の表六の項部長専決事項の欄第五号中「第二十二條」を「第二十二條第一項」に改め、「及び検査」を削る。

別表第三検査監督課の表一の項部長専決事項の欄第三号中「の仮理事又は仮監事」を「及び第三項」に改め、同表二の項部長専決事項の欄第一号中「の仮理事」を「及び第三項」に改める。

別表第三農業技術課の表七の項事務の種類の欄中「第十七條の六第二項」を「第十六

條第一項」に改め、同項部長専決事項の欄に次の各号を加える。

- 1 法第十四條第二項の生産行程管理者の認定
 - 2 法第十六條の登録の申請、法第十七條の三の登録の更新の申請及び法第十七條の八の業務の休廃止の決定
 - 3 法第十七條の七の業務規程の届出
 - 4 有機農産物及び有機加工食品（茶及びこんにやくに限る。）の生産行程管理者の認定に関する事務のうち、第一号の認定に係る判定の通知、監査の実施受入れ並びに苦情、異議申立て及び紛争の処理に関する事務
- 別表第三農業技術課の表七の項課長専決事項の欄第一号中「有機農産物の生産行程管理者」を「部長専決事項を除く有機農産物」に、「有機農産物加工食品」を「有機加工食品」に、「製造業者」を「生産行程管理者」に改める。
- 別表第三畜産課の表十六の項事務の種類の欄中「第十七條の六第二項」を「第十六條第一項」に改め、同項部長専決事項の欄に次の各号を加える。

- 1 法第十四條第二項の生産行程管理者の認定及び法第十五條第一項の小分け業者の認定
 - 2 法第十六條の登録の申請、法第十七條の三の登録の更新の申請及び法第十七條の八の業務の休廃止の決定
 - 3 法第十七條の七の業務規程の届出
 - 4 地鶏肉の認定に関する事務のうち、第一号の認定に係る判定の通知、監査の実施受入れ並びに苦情、異議申立て及び紛争の処理に関する事務
- 別表第三畜産課の表課長専決事項の欄第一号中「地鶏肉」を「部長専決事項を除く地鶏肉」に改める。

別表第三農地計画課の表一の項部長専決事項の欄第二号中「第九條第二項の異議申出に対する決定及び同條第四項」を「第九條第四項」に改め、同欄中第四号を削り、第五号を第四号とし、第六号から第九号までを一号ずつ繰り上げ、同欄第十号中「同條第五項の公告等及び同條第七項の異議申立てに対する決定」を「及び同條第五項の公告等」に改め、同号を同欄第九号とし、同欄中第十一号を第十号とし、第十二号及び第十三号を削り、同欄第十四号中「事業計画の」及び「及び同條第七項の異議申立てに対する決定」を削り、同号を同欄第十一号とし、同欄中第十五号から第十七号までを削り、第十八号を第十二号とし、同号の次に次の一号を加える。

13 法第八十九條の二第一項の換地計画の決定、同條第四項（同條第六項において準

用する場合を含む。）において準用する法第八十七条第五項の公告等及び法第八十九条の二第五項の換地計画の変更

別表第三農地計画課の表一の項部長専決事項の欄第十九号及び第二十号を削り、第二十一号を第十四号とし、同欄第二十二号中「第九十三条の三」の下に「において準用する法第五十七条の三」を加え、同号を同欄第十五号とし、同欄第二十三号及び第二十四号を削り、第二十五号を第十六号とし、第二十六号から第三十号までを九号ずつ繰り上げる。

別表第三技術検査課の表中七の項を八の項とし、二の項から六の項までを一項ずつ繰り下げ、一の項の次に次のように加える。

二 公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成十七年法律第十八号。以下この項中「法」という。）の施行事務	1 岐阜県建設工事総合評価審査会設置要綱の改正	1 岐阜県建設工事総合評価審査会の委員の任免	1 法の進行情理及び調整に関する事務
--	-------------------------	------------------------	--------------------

別表第三道路維持課の表一の項部長専決事項の欄第四号中「第四十八条の十三」を「第四十八条の二」に、「自動車専用道路等」を「自動車専用道路」に、「指定等」を「指定」に改め、同欄中第七号を第八号とし、第六号を第七号とし、第五号を第六号とし、第四号の次に次の一号を加える。

5 法第四十八条の十三の自転車専用道路等の指定

別表第三都市政策課の表一の項部長専決事項の欄第二号を削り、同欄中第三号を第二号とし、第四号から第十一号までを一号ずつ繰り上げ、同欄第十二号中「次号及び第十四号において同じ」を削り、同号を同欄第十一号とし、同欄第十三号及び第十四号を削り、第十五号を第十二号とし、同表中十二の項を十三の項とし、九の項から十一の項までを一項ずつ繰り下げ、八の項の次に次のように加える。

九 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の	1 法第二十五条第十一項の市町村に対する助言	1 部長専決事項を除く法の施行に関する
---------------------	------------------------	---------------------

促進に関する法律（平成十八年法律第九十一号。以下この項中「法」という。）の
施行事務

事務

別表第三公共交通課の表を削る。

別表第三街路公園課の表一の項部長専決事項の欄第二号を削る。

別表第三建築指導課の表五の項部長専決事項の欄に次の一号を加える。

3 法第二十条の造成宅地防災区域の指定等

別表第四保健所の部一の項事務の種類の欄中「結核予防法」を「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に改め、同項現地機関の長専決事項の欄第一号中「第三十六条第一項」を「第三十八条第二項」に、「指定医療機関」を「結核指定医療機関」に改め、同欄に次の一号を加える。

2 法第三十八条第八項の結核指定医療機関からの指定の辞退の届出の受付

別表第四保健所及び保健所に置かれる事務所（岐阜保健所にあつては、岐阜市の区域に係る事務を含む。）の部一の項現地機関の長専決事項の欄第七号中「（高度管理医療機器又は特定保守管理医療機器をいう。以下この項において同じ。）」を削り、同項現地機関の課長専決事項の欄第十九号中「受理」を「受付」に改め、同号を同欄第二十号とし、同欄第十八号中「受理」を「受付」に改め、同号を同欄第十九号とし、同欄第十七号中「受理」を「受付」に改め、同号を同欄第十八号とし、同欄第十六号中「受理」を「受付」に改め、同号を同欄第十五号とし、同欄第十四号中「受理」を「受付」に改め、同号を同欄第十五号とし、同欄第十三号中「受理」を「受付」に改め、同号を同欄第十四号とし、同欄第十二号中「受理」を「受付」に改め、同号を同欄第十三号とし、同欄第十一号中「受理」を「受付」に改め、同号を同欄第十二号とし、同欄第十号中「受理」を「受付」に改め、同号を同欄第十一号とし、同欄第九号中「受理」を「受付」に改め、同号を同欄第十号とし、同欄第八号中「受理」を「受付」に改め、同号を同欄第九号とし、同欄第七号中「受理」を「受付」に改め、同号を同欄第八号とし、同欄第六号中「（特定保守管理医療機器を除く。以下この項において同じ。）」を削り、「受理」を「受付」に改め、同号を同欄第七号とし、同欄第五号中「受理」を「受付」に改め、同号を同欄第六号とし、

し、同欄第四号中「受理」を「受付」に改め、同号を同欄第五号とし、同欄第三号中「受理」を「受付」に改め、同号を同欄第四号とし、同欄第二号中「受理」を「受付」に改め、同号を同欄第三号とし、同欄第一号中「受理」を「受付」に改め、同号を同欄第二号とし、同号の前に次の一号を加える。

1 法第八条の二第二項の薬局開設者からの薬局に関する情報の変更の報告の受付別表第四農林事務所の部に次のように加える。

八 農地・水・環境 保全向上対策実施 要綱に基づく事務	1 持続性の高い農業生産方式の導入に関する計画に対する意見書の通知 2 生産計画に対する意見書の通知 3 営農活動に関する事項の実施状況についての確認結果の通知
-----------------------------------	--

附 則

この訓令は、平成十九年四月一日から施行する。

岐阜県訓令甲第十号

岐阜県現地機関事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成十九年四月一日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県現地機関事務決裁規程の一部を改正する訓令

岐阜県現地機関事務決裁規程（昭和四十四年岐阜県訓令甲第十九号）の一部を次のように改正する。

第十四条に見出しとして「（代決）」を付し、同条第二項中「情報科学芸術大学院大学」の下に「国際たくみアカデミー」を加え、同条第三項中「及び国際たくみアカデミー」

を削り、同項第一号中「又は副塾長」を削り、同条第四項中「吏員」を「職員」に改める。

別表第一一の項課長専決事項の欄第二号中「千五百円」を「千五百七十五円」に改め、同表四の項所長決裁事項の欄第一号及び同項課長専決事項の欄第一号中「第二百三十八条の四第四項」を「第二百三十八条の四第七項」に改め、同表六の項所長決裁事項の欄第八号及び同項課長専決事項の欄第七号中「（勤務条件条例施行規則第七十五条第一項第二十八号に掲げる不妊治療を受ける場合における休暇を除く。）」を削り、同表中十四の項を削り、十五の項を十四の項とし、十六の項から十八の項までを一項ずつ繰り上げ、同表十九の項所長決裁事項の欄第一号中「第六条第四項」を「第六条第五項」に改め、同表中同項を十八の項とし、二十の項から二十二の項までを一項ずつ繰り上げる。

別表第二振興局及び振興局に置かれる事務所の表一の項所長決裁事項の欄第一号中「受理」を「受付」に改め、同項課長専決事項の欄第一号中「受理」を「受付」に改め、同欄に次の一号を加える。

2 条例第十四条第五項の使用の廃止の届出の受付

別表第二振興局及び振興局に置かれる事務所の表十五の項所長決裁事項の欄中第六号を第十三号とし、同欄第五号中「受理」を「受付」に改め、同号を同欄第十二号とし、同欄第四号中「第六十三条第三項」を「第六十六条第一項」に改め、同号を同欄第十一号とし、同欄中第三号を第七号とし、同号の次に次の三号を加える。

8 法第五十七条の五ただし書の余裕金の運用の認可

9 法第五十八条の七第三項の共済計理人からの説明及び意見の聴取

10 法第五十八条の八の共済計理人の解任命令

別表第二振興局及び振興局に置かれる事務所の表十五の項所長決裁事項の欄中第二号を第三号とし、同号の次に次の三号を加える。

4 法第九条の六の二第二項の共済規程の認可及び同条第四項の共済規程の変更又は廃止の認可

5 法第九条の七の五第二項で準用する保険業法（平成七年法律第一〇五号）第三百五条、第三百六条及び第三百七条第一項の火災共済契約の募集を行う組合員に対する立入検査等、措置命令及び共済契約の募集停止命令

6 法第九条の九第四項ただし書の特定共済組合連合会の兼業の承認

別表第二振興局及び振興局に置かれる事務所の表十五の項所長決裁事項の欄中第一号を第二号とし、同号の前に次の一号を加える。

1 法第九条の二第七項ただし書の特定共済組合の兼業の承認 別表第二振興局及び振興局に置かれる事務所の表十五の項所長決裁事項の欄に次の一号を加える。 14 法第六百六条の二の共済事業を行う組合に対する監督上必要な処分等 別表第二振興局及び振興局に置かれる事務所の表十六の項所長決裁事項の欄第三号中「第六十三条第三項」を「第六十六条第一項」に改め、同欄第四号中「受理」を「受付」に改め、同表中五十八の項を削り、五十七の項を五十八の項とし、四十四の項から五十六の項までを一項ずつ繰り下げ、同表四十三の項所長決裁事項の欄第二十三号を第二十四号とし、第十七号から第二十二号までを一号ずつ繰り下げ、第十六号の次に次の一号を加える。 17 法第七百七条の二第一項の指定介護療養型医療施設の指定の更新 別表第二振興局及び振興局に置かれる事務所の表中四十三の項を四十四の項とし、三十二の項から四十二の項までを一項ずつ繰り下げ、同表三十一の三の項の次に次のように加える。	三十一の四 岐阜県 埋立て等の規制に 関する条例（平成 一八年条例第四七 号）及び岐阜県埋 立て等の規制に関 する条例施行規則 （平成一八年規則 第二〇八号）の施 行事務 1 条例第十条の特定事業の許可 2 条例第十三条第一項の特定事業の変更の許可 3 条例第十四条の条件の付加 4 条例第二十三条第三項の環境基準及び構造基準に適合していることを確認した旨の通知 5 条例第二十五条第一項の特定事業の許可の取消し又は特定事業の停止命令 6 規則第四条第二項の認定	三十二 岐阜県リサイクル認定製品の認定及び利用の推進に関する条例（平成一九年条例第一四号）の施行 1 条例の施行に関する事務
に関する事務	1 所長決裁事項を除く条例の施行に関する事務 2 法第六条の八第一項の報告命令又は職員による当該広告を行った者の事務所への立入検査 別表第二保健所及び保健所に置かれる事務所一の表一の項課長専決事項の欄第五号中「第五十一条第一項の決算の」を「第五十二条第一項の」に改め、同表三の項課長専決事項の欄第一号中「受理」を「受付」に改め、同表四の項所長決裁事項の欄第一号中「法第八条第一項」の下に「（法第十二条の二第二項において準用する場合を含む。次号において同じ。）」を加え、「施術者」を「施術者等」に改め、同欄第三号を削り、同項課長専決事項の欄第一号中「受理」を「受付」に改め、同欄第二号中「施行規則第二十三条」を「法第九条の三」に、「受理」を「受付」に改め、同欄第三号中「施行規則第二十四条」を「法第九条の四」に、「受理」を「受付」に改め、同表十五の項課長専決事項の欄第一号中「受理」を「受付」に改め、同欄第二号中「吏員」を「職員」に改め、同欄第三号中「受理」を「受付」に改め、同表十六の項課長専決事項の欄第一号中「受理」を「受付」に改め、同欄第二号中「吏員」を「職員」に改め、同欄第三号中「受理」を「受付」に改め、同表十八の項課長専決事項の欄第一号中「クリーニンク所又は」を「クリーニンク所の開設届若しくは」に、「受理」を「受付」に改め、同欄第二号中「受理」を「受付」に改め、同欄第三号中「吏員」を「職員」に改め、同表十九の項課長専	別表第二振興局及び振興局に置かれる事務所の表五十九の項所長決裁事項の欄第二号中「延長」の下に「及び同条第三項の通知」を加え、同欄第四号中「認可」の下に「及び同条第四項で準用する法第二十八条の通知」を加え、同欄に次の三号を加える。 6 法第五十九条第一項の警告等 7 法第五十九条第四項の日本商工会議所の意見聴取 8 商工会議所法施行令（昭和二八年政令第三一五号）第七条第二項の経済産業大臣への報告 別表第二振興局及び振興局に置かれる事務所の表六十二の項課長専決事項の欄第二号中「採取計画」を「採石業者の氏名等」に改める。 別表第二県税事務所及び自動車税事務所の表二の項事務の種類欄中「低開発地域工業開発地区における岐阜県税の特例に関する条例（昭和三八年条例第一号）」を削る。 別表第二保健所及び保健所に置かれる事務所一の表一の項所長決裁事項の欄第十九号を第二十号とし、第二号から第十八号までを一号ずつ繰り下げ、第一号の次に次の一号を加える。

決事項の欄第一号中「吏員」を「職員」に改め、同欄第三号中「受理」を「受付」に改め、同表二十一の項課長専決事項の欄第一号中「受理」を「受付」に改め、同欄第二号中「吏員」を「職員」に改め、同欄第三号から第五号までの規定中「受理」を「受付」に改め、同表二十五の項所長決裁事項の欄第三号及び同項課長専決事項の欄第一号中「吏員」を「職員」に改め、同表二十九の項を削り、同表三十の項所長決裁事項の欄第一号を次のように改める。

1 法の施行に関する事務

別表第二保健所及び保健所に置かれる事務所一の表三十の項所長決裁事項の欄第二号から第五号までを削り、同項課長専決事項の欄第一号を削り、同表中同項を二十九の項とし、三十一の項から三十四の項までを一項ずつ繰り上げ、同表三十五の項課長専決事項の欄第一号中「第六十九条第一項」を「第六十九条第二項及び第三項」に、「医薬品等」を「法第七十条第一項に規定する物に該当する疑いのある物」に改め、同欄に次の一号を加える。

2 法第七十六条の八第一項の指定薬物等を貯蔵若しくは陳列している者等に対する報告の徴収又は職員による店舗等への立ち入り、帳簿書類等の検査若しくは関係者に対する質問

別表第二保健所及び保健所に置かれる事務所一の表中三十五の項を三十四の項とし、三十六の項を三十五の項とし、同表三十七の項課長専決事項の欄第一号中「第十七条第一項の毒物劇物営業者」を「第十七条第二項の毒物劇物販売業者」に、「製造所、営業所」を「店舗」に改め、同欄第二号及び第三号中「受理」を「受付」に改め、同表中同項を三十六の項とし、三十八の項から四十一の項までを一項ずつ繰り上げ、同表四十二の項所長決裁事項の欄第六号を第十三号とし、同欄第五号中「受理」を「受付」に改め、同号を同欄第十二号とし、同欄第四号中「第六十三条第三項」を「第六十六条第一項」に改め、同号を同欄第十一号とし、同欄第三号を第七号とし、同号の次に次の三号を加える。

8 法第五十七条の五ただし書の余裕金の運用の認可

9 法第五十八条の七第三項の共済計理人からの説明及び意見の聴取

10 法第五十八条の八の共済計理人の解任命令

別表第二保健所及び保健所に置かれる事務所一の表四十二の項所長決裁事項の欄中第二号を第三号とし、同号の次に次の三号を加える。

4 法第九条の六の二第一項の共済規程の認可及び同条第四項の共済規程の変更又は

廃止の認可

5 法第九条の七の五第二項で準用する保険業法第三百五条、第三百六条及び第三百七条第一項の火災共済契約の募集を行う組合員に対する立入検査等、措置命令及び共済契約の募集停止命令

6 法第九条の九第四項ただし書の特定共済組合連合会の兼業の承認

別表第二保健所及び保健所に置かれる事務所一の表四十二の項所長決裁事項の欄中第一号を第二号とし、同号の前に次の一号を加える。

1 法第九条の二第七項ただし書の特定共済組合の兼業の承認

別表第二保健所及び保健所に置かれる事務所一の表四十二の項所長決裁事項の欄に次の一号を加える。

14 法第六十六条の二の共済事業を行う組合に対する監督上必要な処分等

別表第二保健所及び保健所に置かれる事務所一の表中四十二の項を四十一の項とし、同表四十三の項所長決裁事項の欄第三号中「第六十三条第三項」を「第六十六条第一項」に改め、同欄第四号中「受理」を「受付」に改め、同表中同項を四十二の項とし、四十四の項を四十三の項とし、四十五の項を四十四の項とする。

別表第二保健所及び保健所に置かれる事務所二の表中十三の項を削り、十二の項を十三の項とし、十一の項を十二の項とし、同表十の項所長専決事項の欄第三号中「受理」を「受付」に改め、同表中同項を十一の項とし、六の項から九の項までを一項ずつ繰り下げ、同表五の二の項所長専決事項の欄第一号中「一の表十六の二の項」を「一の表十七の項」に改め、同項を同表六の項とし、同表十四の項所長専決事項の欄第一号中「一の表三十五の項」を「一の表三十四の項」に、「第一号」を「各号」に改め、同表十五の項所長専決事項の欄第一号中「一の表三十六の項」を「一の表三十七の項」に改め、同表十六の項所長専決事項の欄第一号中「一の表三十八の項」を「一の表三十九の項」に改め、同表十七の項所長専決事項の欄第一号中「一の表三十九の項」を「一の表四十の項」に改め、同表十八の項所長専決事項の欄第一号中「一の表四十の項」を「一の表四十一の項」に改め、同表十九の項所長専決事項の欄第一号中「一の表四十一の項」を「一の表四十二の項」に改め、同表二十の項所長専決事項の欄第一号中「一の表四十二の項」を「一の表四十三の項」に改める。

別表第二子ども相談センターの表二の項所長決裁事項の欄第二号中「第十一条第二項」を「第十一条第三項」に改める。

別表第二農林事務所の表二の項課長専決事項の欄第一号中「受理」を「受付」に改め、

同欄第二号中「第八十六条第二項」を「第八十九条第二項」に改め、同表七の項所長決裁事項の欄第一号中「及び条例」を「条例及び施行細則」に改め、同項課長専決事項の欄中第一号を削り、第二号を第一号とし、同表十五の項所長決裁事項の欄中第六号を第十三号とし、同欄第五号中「受理」を「受付」に改め、同号を同欄第十二号とし、同欄第四号中「第六十三条第三項」を「第六十六条第一項」に改め、同号を同欄第十一号とし、同欄中第三号を第七号とし、同号の次に次の三号を加える。

8 法第五十七条の五ただし書の余裕金の運用の認可

9 法第五十八条の七第三項の共済計理人からの説明及び意見の聴取

10 法第五十八条の八の共済計理人の解任命令

別表第二農林事務所の表十五の項所長決裁事項の欄中第二号を第三号とし、同号の次に次の三号を加える。

4 法第九条の六の二第一項の共済規程の認可及び同条第四項の共済規程の変更又は廃止の認可

5 法第九条の七の五第二項で準用する保険業法第三百五条、第三百六条及び第三百七条第一項の火災共済契約の募集を行う組合員に対する立入検査等、措置命令及び共済契約の募集停止命令

6 法第九条の九第四項ただし書の特定共済組合連合会の兼業の承認

別表第二農林事務所の表十五の項所長決裁事項の欄中第一号を第二号とし、同号の前に次の一号を加える。

1 法第九条の二第七項ただし書の特定共済組合の兼業の承認

別表第二農林事務所の表十五の項所長決裁事項の欄に次の一号を加える。

14 法第六十六条の二の共済事業を行う組合に対する監督上必要な処分等

別表第二農林事務所の表十六の項所長決裁事項の欄第三号中「第六十三条第三項」を「第六十六条第一項」に改め、同欄第四号中「受理」を「受付」に改め、同表中十九の項を削り、二十の項を十九の項とし、二十一の項から二十六の項までを一項ずつ繰り上げる。

別表第二病害虫防除所の表二の項所長決裁事項の欄に第一号として次の一号を加える。

1 法第八条第一項及び第二項の届出の受付

別表第二病害虫防除所の表二の項課長専決事項の欄第一号中「法」を「所長決裁事項を除く法」に改める。

別表第二土木事務所の表六の項課長専決事項の欄第五号中「第四十八条の五第二項」

を「第四十八条の十一第二項」に改め、同欄第六号中「第四十八条の九第四項」を「第四十八条の十五第四項」に改め、同表九の項課長専決事項の欄中「受理」を「受付」に改め、同表二十五の項所長決裁事項の欄中第六号を第十三号とし、同欄第五号中「受理」を「受付」に改め、同号を同欄第十二号とし、同欄第四号中「第六十三条第三項」を「第六十六条第一項」に改め、同号を同欄第十一号とし、同欄中第三号を第七号とし、同号の次に次の三号を加える。

8 法第五十七条の五ただし書の余裕金の運用の認可

9 法第五十八条の七第三項の共済計理人からの説明及び意見の聴取

10 法第五十八条の八の共済計理人の解任命令

別表第二土木事務所の表二十五の項所長決裁事項の欄中第二号を第三号とし、同号の次に次の三号を加える。

4 法第九条の六の二第一項の共済規程の認可及び同条第四項の共済規程の変更又は廃止の認可

5 法第九条の七の五第二項で準用する保険業法第三百五条、第三百六条及び第三百七条第一項の火災共済契約の募集を行う組合員に対する立入検査等、措置命令及び共済契約の募集停止命令

6 法第九条の九第四項ただし書の特定共済組合連合会の兼業の承認

別表第二土木事務所の表二十五の項所長決裁事項の欄中第一号を第二号とし、同号の前に次の一号を加える。

1 法第九条の二第七項ただし書の特定共済組合の兼業の承認

別表第二土木事務所の表二十五の項所長決裁事項の欄に次の一号を加える。

14 法第六十六条の二の共済事業を行う組合に対する監督上必要な処分等

別表第二土木事務所の表二十六の項所長決裁事項の欄第三号中「第六十三条第三項」を「第六十六条第一項」に改め、同欄第四号中「受理」を「受付」に改め、同欄第五号中「第六十四条」を「第六十六条」に改め、同表二十八の項課長専決事項の欄中「受理」を「受付」に改め、同表に次のように加える。

三十 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成一八年法律第九一号）の施行事務	1 法第十二条第三項の路外駐車場管理者等に対する違反の是正の措置命令	1 法第十二条第一項の届出の受付 2 法第十二条第二項の届出の受付 3 法第五十三条第二項の路外駐車場管理者等から
--	------------------------------------	---

の報告の聴取並びに所属
職員による立入検査及び
質問

別表第二建築事務所の表一の項所長決裁事項の欄第一号中「第二十六条の二」を「第二十六条の二第一項」に改め、同表二の項所長決裁事項の欄第十一号中「第四条第一項及び第二項」を「第四条第一項」に改め、同表五の項を削り、同表六の項中「住宅金融公庫」を「独立行政法人住宅金融支援機構」に改め、同項を同表五の項とし、同表七の項事務の種類の欄中「及び租税特別措置法施行令」を削り、同表中同項を六の項とし、八の項から十一の項までを一項ずつ繰り上げ、同表十二の項所長決裁事項の欄中第六号を第十三号とし、同欄第五号中「受理」を「受付」に改め、同号を同欄第十二号とし、同欄第四号中「第六十三条第三項」を「第六十六条第一項」に改め、同号を同欄第十一号とし、同欄中第三号を第七号とし、同号の次に次の三号を加える。

8 法第五十七条の五ただし書の余裕金の運用の認可

9 法第五十八条の七第三項の共済計理人からの説明及び意見の聴取

10 法第五十八条の八の共済計理人の解任命令

別表第二建築事務所の表十二の項所長決裁事項の欄中第二号を第三号とし、同号の次に次の三号を加える。

4 法第九条の六の二第一項の共済規程の認可及び同条第四項の共済規程の変更又は廃止の認可

5 法第九条の七の五第二項で準用する保険業法第三百五条、第三百六条及び第三百七条第一項の火災共済契約の募集を行う組合員に対する立入検査等、措置命令及び共済契約の募集停止命令

6 法第九条の九第四項ただし書の特定共済組合連合会の兼業の承認

別表第二建築事務所の表十二の項所長決裁事項の欄中第一号を第二号とし、同号の前に次の一号を加える。

1 法第九条の二第七項ただし書の特定共済組合の兼業の承認

別表第二建築事務所の表十二の項所長決裁事項の欄に次の一号を加える。

14 法第六十六条の二の共済事業を行う組合に対する監督上必要な処分等

別表第二建築事務所の表中十二の項を十一の項とし、同表十三の項所長決裁事項の欄第三号中「第六十三条第三項」を「第六十六条第一項」に改め、同欄第四号中「受理」を「受付」に改め、同欄第五号中「第百四条」を「第百六条」に改め、同項を同表十二

の項とし、同項の次に次の一項を加える。

十三 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の施行事務
1 法の施行に関する事務

別表第二建築事務所の表中十四の項を削り、十五の項を十四の項とし、十六の項から十八の項までを一項ずつ繰り上げる。

別表第二東京事務所及び大阪事務所の表中「及び大阪事務所」を削り、同表事務の種類欄中「等」を削る。

別表第二県民生活相談センターの表に次のように加える。

四 岐阜県消費生活
条例（昭和五〇年
条例第二十九号）の
施行事務
1 条例の施行に関する事務

別表第二食肉衛生検査所の表三の項所長決裁事項の欄第一号中「第二十二條」を「第五十四條」に、「吏員」を「職員」に改め、同項課長専決事項の欄第一号中「第十七條第一項」を「第二十八條第一項」に、「吏員」を「職員」に改める。

別表第二流域浄水事務所の表十二の項所長決裁事項の欄第一号中「第十條の二第三項」を「第十三條第三項」に改め、同欄第二号中「第十條の三第一項」を「第十四條第一項」に改め、同欄第三号中「第十一條」を「第十五條第一項」に改める

附 則

この訓令は、平成十九年四月一日から施行する。

岐阜県訓令甲第十一号

庁 中 一 般
各 現 地 機 関

附屬機関の委員等の職に充てる職員の職の指定に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成十九年四月一日

岐阜県知事 古 田 肇

附 属 機 関 の 委 員 等 の 職 に 充 て る 職 員 の 職 の 指 定 に 関 す る 規 程 の 一 部 を 改 正 す る 訓 令

附 属 機 関 の 委 員 等 の 職 に 充 て る 職 員 の 職 の 指 定 に 関 す る 規 程 (昭 和 五 十 年 岐 阜 県 訓 令 甲 第 九 号) の 一 部 を 次 の よう に 改 正 す る。

別 表 附 属 機 関 の 項 を 次 の よう に 改 め る。

岐阜県国民保護協議会	
委員	副知事、危機管理統括監
幹事	危機管理課長、財政課長、総合政策課長、環境生活政策課長、健康福祉政策課長、産業政策課長、農政課長、林政課長、建設政策課長、都市政策課長

別 表 調 理 師 試 験 委 員 の 項 中 「 健 康 福 祉 政 策 課 長 、 保 健 医 療 課 長 」 を 「 保 健 医 療 課 長 」 に 改 め る。

附 則

こ の 訓 令 は 、 平 成 十 九 年 四 月 一 日 か ら 施 行 す る。

岐阜県訓令甲第十二号

庁 中 一 般
各 現 地 機 関

岐阜県職員倫理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成十九年四月一日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県職員倫理規程の一部を改正する訓令

岐阜県職員倫理規程 (平 成 九 年 岐 阜 県 訓 令 甲 第 十 号) の 一 部 を 次 の よう に 改 正 す る。
別 表 本 庁 の 部 出 納 事 務 局 の 項 中 「 副 出 納 長 」 を 「 出 納 事 務 局 長 」 に 改 め る。

別 記 様 式 中 「 監 査 」 を 「 審 査 」 に 改 め る。

附 則

こ の 訓 令 は 、 平 成 十 九 年 四 月 一 日 か ら 施 行 す る。

岐阜県訓令甲第十三号

庁 中 一 般
各 現 地 機 関

岐阜県宿日直規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成十九年四月一日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県宿日直規程の一部を改正する訓令

岐阜県宿日直規程 (平 成 十 一 年 岐 阜 県 訓 令 甲 第 四 十 号) の 一 部 を 次 の よう に 改 正 す る。

別 表 中

危機管理課
防災課
消防課

を 本 庁

知事部局 (県 土 整 備 部 を 除 く)

に 岐 阜 県 農 業 大 学 校

を 岐 阜 県 農 業 大 学 校
労 働 委 員 会 事 務 局

に 改 め る。

附 則

こ の 訓 令 は 、 平 成 十 九 年 四 月 一 日 か ら 施 行 す る。

岐阜県訓令甲第十四号

庁 中 一 般
各 現 地 機 関

岐阜県出先機関警備員服務規程を廃止する訓令を次のように定める。

平成十九年四月一日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県出先機関警備員服務規程を廃止する訓令

岐阜県出先機関警備員服務規程（昭和三十一年岐阜県訓令甲第二号）は、廃止する。

附 則

この訓令は、平成十九年四月一日から施行する。

岐阜県訓令甲第十五号

庁 中 一 般
各 現 地 機 関

岐阜県庁舎及び総合庁舎警備員服務規程を廃止する訓令を次のように定める。

平成十九年四月一日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県庁舎及び総合庁舎警備員服務規程を廃止する訓令

岐阜県庁舎及び総合庁舎警備員服務規程（昭和四十三年岐阜県訓令甲第七号）は、廃止する。

附 則

この訓令は、平成十九年四月一日から施行する。

平成十九年四月一日印刷
平成十九年四月一日発行

発 行 者 岐阜市藪田南二丁目一番一号
発 行 所 岐 阜 県 庁

印刷者 岐阜市三輪ふりとびあ十三一 飯 尾 寛
印刷所 岐阜市三輪ふりとびあ十三一 岐 阜 文 芸 社
定価 一 千 四 百 〇 〇 円（送料共）（消費税二、二八六円を含む。）